

平成24年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平成24年12月20日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | 議案第114号 | 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する四
万十町と日本郵便株式会社との協定について |
| 第 2 | 議案第115号 | 四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 第 3 | 議案第116号 | 四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関す
る条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第117号 | 四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例
の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第118号 | 四万十町防災会議条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第119号 | 四万十町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第120号 | 四万十町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例
の制定について |
| 第 8 | 議案第121号 | 四万十町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 第 9 | 議案第122号 | 四万十町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定につ
いて |
| 第10 | 議案第123号 | 四万十町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定
道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を
定める条例の制定について |
| 第11 | 議案第124号 | 四万十町公営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定
について |
| 第12 | 議案第125号 | 四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に
関する条例の制定について |
| 第13 | 議案第126号 | 四万十町都市公園条例の一部を改正する条例について |
| 第14 | 議案第127号 | 四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例について |
| 第15 | 議案第133号 | 興津地区津波対策避難広場・避難経路整備工事請負契約の締結
について |

- 第16 議案第128号 平成24年度四万十町一般会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第129号 平成24年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正算（第2号）
- 第18 議案第130号 平成24年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正算（第2号）
- 第19 議案第131号 平成24年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第132号 平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第21 産業建設常任委員会の所管事務調査の報告について
- 第22 発委第 14号 集落営農の拡充を図るための要望書
- 第23 四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の最終報告について
- 第24 発議第 4号 四万十川の再生と保全に関する要望書
- 第25 陳情第24-27号 町道認定陳情書
- 第26 陳情第24-28号 町道終点位置変更の陳情書
- 第27 陳情第24-31号 四万十町金上野の生活道を町道へ認定を求める陳情書
- 第28 陳情第24-34号 町道認定陳情書
- 第29 陳情第24-35号 狩猟税の減免に代わる補助金に関する陳情
- 第30 陳情第24-36号 脱原発、自然エネルギー導入を求める陳情書
- 第31 陳情第24-37号 町道昭和町～榊山線、道路拡幅及び歩道整備の要望
- 第32 発委第 15号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書
- 第33 発委第 16号 介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書
- 第34 発委第 17号 四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第35 発委第 18号 四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第36 発委第 19号 四万十町議会議員報酬等の特例に関する条例の制定について
- 第37 発委第 20号 議員派遣の件について
- 第38 閉会中の継続審査・調査申し出について

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（19名）

2番	榎野章君	3番	田邊哲夫君
4番	岩井優之介君	5番	中屋康君
6番	津野吉得君	7番	山上利嗣君
8番	緒方正綱君	9番	橋本保君
10番	堀本伸一君	11番	林健三君
12番	山岡義正君	13番	吉村アツ子君
14番	下元真之君	15番	下元昇君
16番	森健吉君	17番	酒井祥成君
18番	竹内常喜君	19番	岡峯久雄君
20番	宮地章一君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長	左脇淳君	会計管理者	林正憲君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	企画課長	森武士君
商工観光課長	宮地正人君	管財契約課長	仲治幸君
税務課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君
建設課長	佐竹一夫君	環境課長	山脇一生君
町民課長	柴久幸君	健康福祉課長	市川敏英君
上下水道課長	高橋一夫君	教育委員長	中岡全君
教育長	宮崎勲君	教育次長兼学校教育課長	岡澄子君
生涯学習課長	野村和弘君	農業委員会会長	林幸一君
農業委員会事務局長	永尾一雄君	代表監査委員	松本悟志君
総務課財政班長	大元学君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	武内洋介君	産業建設課長	下藤広美君
町民生活課長	山川明彦君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本順一君	産業建設課長	林久須男君
------------	-------	--------	-------

町民生活課長 杉 内 和 一 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

議会事務局長 田 辺 卓 君 次 長 武 田 枝 里 君

臨時事務補助員 西 川 香 穂 君

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成24年第4回四万十町議会定例会第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第1 議案第114号地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する四万十町と日本郵便株式会社との協定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 予算との関係もありますので、ここで聞いとかないかんとお思いまして質問いたします。

今回内容的には補正予算の中にもありますように、十和の支所やったかね。十和支所。

（「公民館」と呼ぶ者あり）

公民館。公民館で今職員が事務をしている部分を、それを廃止して、昭和郵便局に事務の取扱いをさせるという中での、前段での条例です。ですが、分かりませんのは、大変申し訳ありませんが、この13年の法律に基づいて郵便局と協定をするという内容です。が、不勉強で申し訳ありませんが、平成13年というのは、まだ郵便局というのは国の持ち物で、職員は国家公務員。現在は小泉内閣のもとで民営化をいたしまして、今は株式会社になっていると思います。そういった中でいわゆる株式会社の職員が、いわゆる公のそういった印鑑証明書等を取扱うことについて、個人情報保護との観点からかんがえた場合にいかがなものかなというふうに単純に疑問に思いましたので、そこら辺の説明を、納得のいく説明をいただければありがたいな。また、住民にも、ひょっとしたら会社の職員に私のプライバシーの問題を見せるのかよという形になりますので、そのあたりも説明いただければありがたいというふうに思ってます。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

郵便局の株式会社職員のセキュリティ関係ということになると思いますけれども、そのことについてお答えをしたいと思います。

日本郵便株式会社の職員は、郵便法でみなします、みなし公務員とされておりまして、公務員ではありませんけれども、職務の内容が公務に準ずる公益性及び公共性を有しているもの、また、公務員の職務を代行するものとして、刑法の適用について公務員としての扱いを受けるものと位置付けされているということがあると思います。

それとまた、この委託に関しては郵便局株式会社の責務及び秘密保持義務が法律で制定されておりまして、この地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の第5条には、「郵便局株式会社には取扱事務に関して措置を講じる」となっておりますし、第6条には「事務取扱郵便局の職員であった者は知り得た秘密を漏らしてはならない」となっておりまして、その措置で研修を行うこと等もうたわれております。郵便局株式会社との打ち合わせで、そのことについては確認をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、支所長のほうから説明いただいて、その点は、いわゆるみなし公務員ですので、公務員並みに個人情報の秘密を漏れいすることはないということになるのかということで了解しました。

ただ議長、その先ほど言いました補正予算との絡みで出てきてますので、若干、これ廃止をしていくので、予算の計上し、協定の議案が出てます。そこで、補正予算との絡みの中で、1つ私、気になる点がありますので、いいのかどうなのか、議長の判断をお任せを。

思うのは、これは廃止しなければこういう協定はないというふうに思ってます。その中で、補正予算にもありますように、十和の公民館の職員、いわゆるあそこを廃止して職員を引き揚げるという内容だと思うわけですね。そういった中で、ここにも書いてますように、合併協議、協定書の中で、合併したら廃止するというものを5年間延長してきたんだと。しかし今回廃止をすると。それを、郵便局に事務を任すんだという内容です。今まで残したのは住民の不安もあって残してきたんだと。しかし、今回この際に廃止をするんだという内容です。そうすると住民にとって、じゃ、廃止をするということの納得があって、昭和郵便局の窓口に移管するんだということなのかどうなのか。そこら辺の住民の納得がいった上で今回この協定を郵便局とするのかどうなのか、その点も併せてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

今議員がおっしゃられましたように、合併協定の中でこの窓口業務については廃止をするということになっていたところでございます。そのことにつきましては当時公民館で勤務をしていました職員も知っておりましたし、また、地域の方にもその職員のほうから話をして、ある程度の一定の理解はしていただいていたというふうに思っておりますが、この中で今回郵便局に委託するということも含めて、その事務の内容等も含めて説明をしながら、さらにご理解をいただきたいというふうに考えているところです。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１１４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１４号地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する四万十町と日本郵便株式会社との協定についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第１１４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１４号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２ 議案第１１５号四万十町行政手続条例の一部を改正する条例について、日程第３ 議案第１１６号四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、以上議案第１１５号から議案第１１６号までの２議案を一括議題とします。

この２議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案第116号四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質問してみたいと思います。

3地区の区長会、区長連絡会の会長の職にある者は、大変多忙な中で会議に出席する等の事務をやっているわけですが、この年額8万の費用弁償については異議はないわけですが、ただ、地区にもそれぞれ区長、それぞれの地区での区長会長というのがあるかと思いますが、これはあくまでも連絡会の会長のみという位置付けの改正ですが、では、ほかの地区の区長さんの報酬及び費用弁償というのは別に定めなくてもいいという考えのもとで、連絡会の会長だけということになるわけですが、その点はほかの地区の区長からのクレーム等というのではないのでしょうか。その点についてお答え願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは、私のほうから今回の報酬の引き上げについてのご質問についてお答えをしたいと思います。

今、四万十町の区長連絡会ですけれども、こちらが会長が1名、以下各地区の会長さん含めて合計で13人いらっしゃいます。今の時点では各会長に、ここにありますように5万円の年額報酬があるわけですが、新たに今回は会長のみ3万円の増額をお願いをしているところです。併せてこの2、3年間ずっと区長連絡会の各会長さんのほうから、会長職については、今議員ご指摘のありましたように非常に多忙も極めているということで、引き上げのお願いをしてみてもどうか。そういったお話も会の中でたびたび聞かされたわけです。そういったことの経過もありまして、各区長会長の合意を得た上で今回議案として提出をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第115号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第115号四万十町行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決し

ます。

議案第１１５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１６号四万十町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１１６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１６号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第４ 議案第１１７号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

○議長（宮地章一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１１７号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１７号四万十町十和高齢者生活福祉センター及び生活支援ハウス条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１１７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１７号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（宮地章一君） 日程第５ 議案第１１８号四万十町防災会議条例の一部を改正する条例について、日程第６ 議案第１１９号四万十町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例について、以上議案第１１８号から議案第１１９号までの２議案を一括議題とします。

この２議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

中屋康君。

○５番（中屋康君） １点だけお尋ねをしておきたいと思います。

防災会議等々の今回条例の改正であります。先般、一般質問の中でも質問を差し上げた分もあったので、関連をしてもう一回確認かたがたお伺いしたい点が１点あるんですが、今回、諮問機関の委員を選任するに当たっての内容が一部分加えられるということで、以前から防災会議の視点で女性なんかを入れてという回答をいただいておりますので、今回そういった意味合いの中の思いの中でこれが含まれておるということで認識をするんですが、女性を入れていくという観点、非常に今から必要だと思うんですが、その分野的なもの、町長としての考え方というのはどういう範疇というか、女性を登用するにはどういう思いでこれから考えていくかという今のお心の内をちょっと聞きたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、女性についても一定の数の方をお願いをしたいという思いがございます。条例改正につきましては、その点、町長が特に必要と認める者といった形で整理をしておる部分でもございますけれども、こういった部門からの女性を想定するかということですが、それは数多くの分野、年齢につきましてもいろいろな所属団体にして

も、数多くの分野の方にお入りをいただきたいというふうに思っております。特に子育て中の女性、小さな子どもを、災害が起こった場合にはどういうふうな対策が必要であるかといったこと等、ご意見もいただきたい部分もありまして、そういった方々にもお入りをいただきたいというふうに考えておるところです。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１１８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１８号四万十町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１１８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１８号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１１９号四万十町災害対策本部設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１１９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１１９号は原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（宮地章一君） 日程第7 議案第120号四万十町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

○議長（宮地章一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第120号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第120号四万十町一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格に関する条例の制定についてを採決します。

議案第120号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第8 議案第121号四万十町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、日程第9 議案第122号四万十町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、以上議案第121号から議案第122号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 議案121、122についてお伺いしてみたいと思いますけれども、今までの採決の条例もそうですが、今回の条例制定についてはいわゆる国の基準に合

った道路法に基づく関係から、精査の基準を参酌すべき基準として、非常にこう文言が分かりにくいわけですが、具体的には今までとは違って、町道の構造の技術的基準を定めるということは、じゃ、どんな形でこう変わっていくのか。例えば次の122号の標識も同じように、命令の規定を参酌すべき基準として云々となっておりますが、じゃ、どういう道路標識がこの町の条例決めることによってどう変わっていくのか。そこら辺、何で条例制定せないかんかの意味が、ちょっと今回提案された具体的な内容が分かりませんので、具体的にどう変わり、町がどう条例を制定していくのか。そこらあたりの今後の町の条例の決め方をお答えください。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今の質問お答えさせていただきます。

いわゆる国の地方分権一括法に伴い、今まで道路の場合でしたら道路構造令というのが道路法の中にありまして、道路構造令を使って全部の道路を設計等していたわけです。それが一括法によりまして、各地方自治体、市町村道の場合は当然町になりますが、道路構造令を参酌し、条例で定めることの義務づけ言いますか、制定せよということがありまして、それを25年3月31日までにしなさいということで今回提案させていただいております。

中身につきましては、先ほど議員おっしゃいましたように、参酌ということですので、参考にいたしまして、変える必要がなければそれを参酌し、そのまま今までの、国で定めておった、道路法で定めておった条例を四万十町も条例化しようというような内容ですんで、その標識の形状とか高さとか、道路の構造につきまして何ら今までとは変わりはないわけです。新たに各市町村によりまして条例の制定が義務づけられたと。それが国の一括法に伴いそういう制定をせよということですので、それを今回提案させていただきました。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） まだ担当課長、分かりません。

例えば今回説明資料の中にもありますように、町道の構造の技術的基準を町独自で決めていいんだよと。今までは国の基準に従って町道も含めて設計をし、発注をしておったものが、いわゆる地方分権一括法の中で町独自の条例をつくって、町道じゃったらこんな構造にすると。例えば国道あるじゃないですか、2車線にせないかん、今1.5車線なったとか、いろいろなこう法律が変わってきゆうわけですね。歩道も、国道やったら何mの歩道とらないかん。もろもろの基準が国にあったのを、いや、地方分権一括法で自分たちで

決めてやりなさいやということではないかなと思うわけですね。私の考え。一応国の基準があるけれども、参酌、それを参考にしながら町独自で、自分らで考えた工事内容をしなさいやということではないかなと私は読み取ったがですね。

だからそれなりの町の独自性がこれから発揮されるんじゃないですか。これだけの厳しい基準があったのを、いやうちはこういう基準でいこうよというための条例制定じゃないがでしょうかね。だから町としてはどうお考えなのかと。国から、地方で考えなさいやというときに、いや、今までどおり国の言うとおりにやっていきますという考えなのか、それとも、いや、うち独自で、もっと安価な構造もあろうかもしれません。今まで国の基準に従わないかなかったのが、もっと緩やかな基準でやっていこうじゃないかという条例制定じゃないかなと思ったのですが、それではありませんか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 当然道路法によりまして道路構造令定められておりました。現在もそれを使って、参酌して、現在もいろんな工事は行われております。それを新たに、議員おっしゃるように町独自のやり方とかいうのは、今回の条例制定は今のやつは考えておりません。当然今までやってきたやり方をそのまま引き継ぎ、道路の改良事業等に役立てていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 何かちょっと分かりませんが、せっかく地方分権一括法の中で、今まで国がすべて地方のことも決めたのを、地方が独自で決めなさいやという、いわゆるしっかりと地方が自分たちで考えてやりなさいやということじゃないがですか、地方分権一括法というのは。分権というのはそうじゃないですか。今までお国、いわゆる国の言うとおりに何でもかんでもやっていたのが、そうじゃないでしょうと。地方が自ら考え、自ら条例を制定しやりなさいよという条例の制定じゃないがですか。

例えば122号もそうでしょう。今まではちゃんとした国の全国一律の基準があったのを、それぞれの地方で、道路標識もそうでしょう。寸法等も変えていいんでしょう。だから国の、今までやりますいうたら、何の分権法ながですか。地方が今こそ頭を使って独自の標識なんか、津々浦々どこでも、行っても一緒だったのを、独自の標識にしてもいいでしょう、変えなさいやという条例じゃないでしょうか。そのための条例制定じゃないですか。今までどおり国のとおりにやります言うたら、条例制定する必要ないじゃないですか。

そこを聞きたいがですよ。だから知恵を出せというのはそうじゃないですか。今まで国のすべて言いなり。それを自分らで考えてやりなさい、独自の条例つくりなさいというのが今回の制定の趣旨じゃないでしょうか、町長。まあ僕は、担当課長が答えるから、あんたと目を合わすがですが、本来町長、分権というのはそうでしょう。国の言いなりじゃなくて地方で考えやるのが分権法じゃないでしょうかね。それを、いや変えるつもりはありませんけども、一応条例制定しますよやったら変える必要ないじゃないですか。いかかですか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） おっしゃる意味十分分かります。

しかし、変える、その参酌する基準というのがありまして、どうしても変えないかん実情、変えないかん理由があれば地方独自のやり方でも結構なわけです。しかしながら道路については、いろんな今まで技術的な構造等の基準につきましては全国統一の基準でやっておりますんで、あえてここで、その道路の構造を四万十町独自のやり方に変える条例の制定では、今の出しておる制定はそのまま参酌して、あえて変えないかん必要がないということ提案させていただいております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第121号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第121号四万十町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第121号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、田邊哲夫君。したがって、議案第121

号は原案のとおり可決されました。

これより議案第122号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第122号四万十町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてを採決します。

議案第122号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立多数です。反対者、田邊哲夫君。したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第10 議案第123号四万十町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の制定について、日程第11 議案第124号四万十町公営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について、以上議案第123号から議案第124号までの2議案を一括議題とします。

この2議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

○議長（宮地章一君） 質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それではまたお伺いをします。

123、124についてですが、先ほども聞きましたけれども、要するに要旨は地方分権一括法の中で地域の自主性、自立性を高めるための改革という形でうちゅうわけですね、第2次一括法の中で。というのは、地域がやっぱり自主性を持ってさまざまな計画を立てて実施をせよという内容だと私はずっと考えてます、分権法というのは。

だから今回も、この123もそうですが、このただ、信号機等というのはちょっとどういう内容か。当然町道には信号機があるところもありますわね、大正でもあります。2か所、田野々の町の中に。じゃ、信号機も町独自で考えてええというこれ内容。基準ですの

で、その基準というのがどういう基準なのか私も分かりませんが、そういういろいろ知恵を出しなさいやという条例制定だと思うんですが、あ、これまた建設課長か。

じゃ124もそうです。あくまでもこれも公営住宅等、あ、これも担当課長が建設課長ですか。決してあなたを責めるつもりはありません。ただ、これはその整備等の基準を独自に制定していいですよということやないかなと私はずっと思うがですね。これも一切変えるつもりもないけども、一応条例を制定するという、今の従来の基準どおりやるという、整備も国の今までのとおり、123も今までのとおり一切変えるつもりはありませんけれども、一応そう言うてお達しが来たので、一応議会には条例を規定せないかんだろうなという思いで提案したのでしょうか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 先ほども述べましたが、結局一括法により国の権限が地方のほうへ下りてきたということで、もともと当然市町村、うちの四万十町にいたしましても結局国の、これやったら道路法なり住宅法なりのもとに基準をそのとおりでやっております。それは市町村があえて制定せいと、参酌し制定しなさいということで、その参酌の意味の解釈の中で、あえて変える必要がなければそのまま制定せよということなんで、あえて今までやってきたのをここで新たに独自に変えるいう今の提案ではないですけど、参酌し、新たに高齢者等のやつと住宅の絡みの一括法に絡んだやつの制定を提案させていただいております。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） いや担当課長、私も参酌の意味は分かってますよ、一応。

分かっていますが、ただ独自で決めていいという条例でしょ、今回は。参酌をしながら町独自で決めていいという条例でしょう、今度制定、つくらないかんでしょう、条例を。

だから私は変えたらええとは思いますがですよ。町独自で、今まで不具合があった点、こうやったらええな、しかし国の基準があるので変えれんなというのが担当現場の中であるならば、せっかくこういった条例制定するがですよ。だから今まででええのはそのまま国のとおりやったらええがです。やはりここは変えるべきじゃないかなというのが出てくりやせんかなと私は思うがですよ、いろんな。ただ建設課の部分だけじゃないですよ。すべての条例、今制定しようとする議案の中で、ああ、良かったなと。今までこれが不具合があった、しかし国の基準が厳しかったので変えれざった。しかし今回町独自で、こういう考えを持って変えていこうじゃないかと。あくまでも国の基準は参酌せないかんですので、

そのことは分かってます。前提です。勝手なことではできません。しかしそういった今までの現場のサイドの中で、せっかく変えれる条例が制定するがでしょう。不具合があるなら変えたらええじゃないですか。それを一切なかったと。今までも、何ちゃ国の言うとおりやったら、すべて何ちゃ不具合なかったということならばええがですが、せっかくの条例ですんで、そこらきっぱりと今度条例つくるときに、あ、こういったもの変えてくれないかというのは、あつてしかるべきじゃないかなと思うがです、私は。変えなさいということじゃないです。やっぱりせっかく条例制定するのであるので、そこら、今までの現場で不具合があった点、変えていけるなという思いで臨むかどうかという、私は町の考え方が聞きたいがです。

以上です。町長、どうでしょう。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 今回の条例の制定につきましては、議員さんおっしゃられるとおり、地方にいろんな自由な、自由裁量を任したというふうに理解をしております、これをいかに地方が実情に合った条例にしていくか、それが求められているというふうに思っております。

これまで担当課長が答弁を行いましたけれども、今のこの国のほうの参酌基準と町の実情を見た場合に、不具合がないということで、国の参酌基準をそのまま条例といたしておりますけれども、私が思いますに、これからいろんな防災対策を講じていく上で、それぞれの地域の実情に合った施策を講じていかなければならない場面が出てこようかと思えます。国のほうの参酌基準でこればあの道路つくりなさいということが、例えば防災対策の場合、それが2 mでも抜く必要が出てくるでしょうし、そういった場面はこれから出てこようかと思いますが、今のところそういった必要性に迫られてないというところでした、今後町がいろんな防災の行政で、防災行政であるとか、あるいは独自のまちづくり、特区的なものを考えていくとした場合には、当然条例の改正というものも出てこようかと思っております。今回の条例の提案につきましては、町内の法制審議会等でも十分議論も行いまして、今のところ四万十町の実情を勘案して、こういうふうにしなけければならいとかか所が見受けられなかったために、国の参酌をそのまま適用をしておるということですが、将来的には改正する必要も出てくる可能性も十分あるというふうに思っております。

（3 番田邊哲夫君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１２３号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２３号四万十町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

議案第１２３号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１２３号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２４号四万十町公営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてを採決します。

議案第１２４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１２４号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１２ 議案第１２５号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について、日程第１３ 議案第１２６号四万十町都市公園条例の一部を改正する条例について、日程第１４ 議案第１２７号四万十町

公共下水道条例の一部を改正する条例について、以上議案第１２５号から議案第１２７号までの３議案を一括議題とします。

この３議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１２５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２５号四万十町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを採決します。

議案第１２５号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１２５号は原案のとおり可決されました。

これより議案第１２６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２６号四万十町都市公園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第１２６号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１２６号は原案のとおり可決されました。

これより議案第127号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第127号四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第127号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第15 議案第133号興津地区津波対策避難広場・避難経路整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

○議長（宮地章一君） 質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは議案第133号について質問してみたいと思いますが。

過日、全議員が現地を視察して、十分工事内容等については場所も理解しました。

ただ、今回の入札の件でお伺いしてみたいと思うわけですが、この時期の発注がゆえにいわゆる企業体を組んだのが2つ。1社は2業者でJVを組み、1社は3社でJVを組んでの、いわゆる2つの企業体での入札であります。全て、5業者ともに窪川地区の業者です。

聞きたいのはこの時期であるので、ほかの大正・十和の業者含めてそれどころじゃないと。仕事とったら、なかなか従業員もこの時期ではおらんという中での2業者になった経過なのか。もし、「それはなかなか分らん」という答弁が来るかもしれませんが、今日の高知新聞でも談合の、それぞれ起こした会社が、あれは罰金ですか、罰金言うがですか、あれは。出てました、金額も。当然、生田、田邊建設が四万十町では談合された業者ですが、それ以外にもたくさん業者がおる中で、2つの企業体しか入札に参加しないというこ

の原因というのは何なんでしょうかね。その点が非常にこう不思議です。ただ、12月の入札ですので、必要がないという思いの中で入札に参加しなかったのか。あくまでも見るのが窪川地域だけの業者ながですよね。それがなぜなのかなと私は。ましてや、これだけ四万十町には多い業者の中で、窪川地区の2企業体だけ。ほかの十和・大正はどこにも参加せんというのは、何がこう原因なのか。推測でも構いませんが、町長、どうでしょうね。この実態はどう考えられますか。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

この件でございますけども、11月6日に指名業者選定審査会を開催し、JVで公告を打つということで決定をしたところでございます。

このときに、公告を打つ前に、審査会の中で町内の業者の状況というのも協議をするわけですけども、ちなみにそのときにこの条件、特定を持った業者でB等級以上がこのときに16社ございました。それからC等級が12社ございまして、十分5社以上の参加を認めれるんじゃないかということで、JVということで、1社でも多くの方が参加していただけるということで審査会の開催をし、決定したところでございますけども、公告の結果、今議員さん言われたように2社、2つの企業体、5社の参加でございました。確かに少ないということで、こちらとしてももくろんでいた、5社以上ができるんじゃないかというもくろみでございましたけども、結果的に2社であったということで、残念に思うところでございます。

状況として、こちら判断したところにおいては、今、災害工事とかそういったもの多々発注しております。技術者の問題、そういったこともあろうかと思います。各地区、十和・大正も含んで今それなりに工事を発注しております。また、県のほうの工事もそれなりに出ているんじゃないかなというふうに思っております。技術者の問題が一番ネックになっているんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 管財課長から答弁いただきました。

おおよその原因が、推測の中で技術職員の問題等があったのかなというふうに推測をされた答弁でしたけれども。

町長、私が言いたいのは決して談合があるなしじゃなくて、せっかく1億を超える工事を発注しますので、できるだけ多くの業者が入っての競争ということになれば、自分たち

も納得というか、私自身、ああ、競争の中で落札したなと思えるわけですが、2業者と、ましてや窪川地区だけという限定されますと、何かもう少し、これだけ仕事がないない言うて地元に戻れば私でも聞くがですね。「仕事は何とかないうるか、ないうるか」いう話を業者さんから聞くがですよ。しかし、ありながら参加をせん。それはとれんならしようがないがですが、参加もせずに「仕事がない、仕事がない」言われたってという、私自身はそういう思いながですね。

だから入札かける前に、地元の業者に参加できるか、してほしいという、まずそこら辺の意向も踏まえて、当然今回の場合は津波対策でやらないかん工事で、そのことは分かりますが、もうちょっと事前のそういう、多くの業者さんに参加をしてもらうというのを、競争入札というあり方のほうがもっとこう良く思うがですが、町長、その点どんなものでしょう、今後の発注の仕方ですが、お答えいただければありがたいです。

○議長（宮地章一君） 副町長渡部睦君。

○副町長（渡部睦君） 結果的に旧の窪川町の業者のみということになったのが現実でございますが、実際には十和から興津まで行きますと、時間的にも1時間半ぐらいかかるんじゃないかなというふうにも思っておりますし、そういう理由も若干あったんじゃないかなというふうには思っております。町としてはできるだけ多くの業者さんに参加してもらいたいという思いで、そういう協会のほうにもそういうお願いもしたところでございますが、結果的に2社ということになりました。

先ほど管財契約課長のほうが答弁申し上げましたように、いろいろと聞いてみますと、ほかにも入札に参加したいという業者さんがおられたようですが、実際には1年ぐらいの工期になるかと思いますが、技術者をそこへ配置をずっとせないかんといったようなことでの断念といったような情報も入っております。これから、町としてはできるだけ参加しやすいような仕組みをとりながらやっております。今回の場合には、本来Aランクの業者2社が指名停止期間中でしたので、その業者が入札に参加できんといったような状況もございましてこういう結果になったということでございます。できるだけ多くの業者さんに参入していただいて入札を行うよう、これからお願いもしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、副町長から答弁いただきました。

町長、副町長、距離が遠いからというのはね、それはあなたの思いです。過日、ここへ

おりてきたときも私の部落の業者さんが下請けで入ってるわけですね。入ってます、はっきり言うたら。私も昔建設業にいました。中村まで毎朝通いました。だから距離が近いどころじゃ言う業者さんは、選ぶ選ばんというのは余りないんじゃないかなと。技術者の問題あるでしょうが、そういった意味で今後できるだけ多くの業者さんが入札に参加できるような仕組みづくりというのにも検討していただきたいということをお願いをして、質問を終わります。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第133号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第133号興津地区津波対策避難広場・避難経路整備工事請負契約の締結についてを採決します。

議案第133号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第16 議案第128号平成24年度四万十町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

林健三君。

○11番（林健三君） 質疑をさせていただきたいと思います。4点ほどしたいと思います。

まず最初に補正予算のほう、ページ数を言います。26ページになります国土調査関係でございますが、1款の5項2目の7節、その他賃金、現地協力員賃金の30万円の減額になった理由。

そして13節、その下にありますが、委託料、国土調査、これの320万7,000円の委託先。

そして37ページになります。6款の2項1目19節の負担金補助及び交付金というがあります。三者造林負担金補助及び交付金と、それからシイタケ生産体制整備事業補助の45万4,000円と1,669万6,000円の内容。

そして39ページになります。7款の1項3目の13節にあります奥四万十自然体験村構想実現事業委託料161万円の内容。

そして40ページになりますか。40ページをあけてください。40ページの7款の1項4目の13節にあります、委託料、2001年の森、久木ノ森ですが、の整備設計委託料41万2,000円。どういうことをやるのか教えていただきたいと思います。

以上の4点をよろしくお願いします。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） ご説明をさせていただきます。

まず、予算資料26ページになります国土調査事業でございます。賃金の30万の減額でございます。その理由でございますけども、国土調査事業については、現地へ案内していただく現地協力員の賃金というものを組んでおります。これは大体地元の詳しい方々にお願いして、毎日のようにそれぞれ班別に立会をしていただいているところでございますけども、大体今年度ほぼ現地調査が完了しましたので、その精査をした結果、30万の減額というふうになりました。

それから、13節の委託料でございます。320万7,000円でございますけども、これにつきましては、来年度、平成25年度の事業で家地川地区を予定をしております。この面積が5.8㎏とこれまでの倍、あるいは倍以上の面積を実施することになっております。この件につきましては、毎年のように10月に来年度のヒアリングがあるわけですが、その時点で来年の事業が多いということで県に相談をしたところが、前もって事

業をやっているよという部分がございました。これは、E 1（イーワン）工程といって、前もって調査図素図というものの作成業務がございます。これは現地に持って行って、その図面をもとに調査をする図面の作成業務となります。この業務ですけれども、今ここで計上しております320万7,000円でございますけれども、実際には事業費全体としては813万円の事業費を見込んでおります。この事業費の内訳としましては、本年度行いました測量業務の委託、それから森林組合の一筆調査の委託費、それから刈り払い等の委託費。それらを、入札減によって生じたお金を組み替えまして、それに充当して813万という事業費を組もうとしております。その中で不足分、これをここに計上させていただいている金額でございます。

以上でございます。

委託先でございますけれども、森林組合に委託を計画しております。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうより、6款2項2目林業振興費の中の19節負担金補助及び交付金でご質問がありました件についてお答えを申し上げます。

まず、新3者造林負担金、これは5万円の補正となっております。この予算につきましては、高知県森林整備公社と分収契約を行っております森林整備公社が行う工事についての町の負担でございます。森林整備公社が切り捨て間伐、8.27haを大正の木屋ケ内川平山いうところですが、そこで切り捨て間伐を行う際の町負担分でございます。

それからもう一点。シイタケ生産体制整備事業補助金45万4,000円の補正でございます。これは、同じ予算のページの事務費いろいろと減額をしておりますが、事務費のほう精査いたしまして、減額分をこの補助金のほうへ増やして、このシイタケの生産体制を強化していこうというものでございます。それで補正予算後の金額は645万9,000円となりまして、この予算をもって原木への補助とか防護ネットなどを行うものでございます。

それからもう一点、補助及び交付金1,669万6,000円の数字がございますが、これは先ほど説明いたしましたシイタケの45万4,000円。それから次のページの緊急間伐総合支援事業補助金、産業振興推進ふるさと雇用事業費補助金、それから地域林業総合支援事業費補助金、これの合計額がこの補助及び交付金というところに上ってきておりますので、その小計と申しましょうか、合計額でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは私のほうからご質問のありました、ページが39ページ、奥四万十自然体験村実現事業の161万円の補正につきまして、ご説明をしたいというふうに思います。

この事業につきましては、NPOとの共同モデル事業という国の補助金がございます。その事業を使って実施しようとしている事業でございまして、江師以北の地域の活性化ということで、地域と今いろいろと協議をしているところでございます。年内にNPO法人としての組織をつくるために、奥四万十元気プロジェクトというものを立ち上げております。そういったその組織に委託費として計上をしたものでございます。

それともう一点の40ページの2001年の森の41万2,000円の増額の補正でございますけれども、2001年の森というのは、括弧で「久木ノ森山風景林」と書いておりますが、その地域は重要文化的景観の指定にもなっております。その地域を改修しようというもので、主にトイレが老朽化しておるということで、トイレの改修と、それから町道が一定路面等が悪化しておるということで、舗装の改修とか、または横断している水路が詰まっているというようなところがございます。そういったものに対しまして工事をするために委託をしております。当初予算200万でございましたけれども、現地調査等行いました結果、もう少し委託の必要性があるということで、41万2,000円を増額したものでございます。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） 今、課長から答弁がありました。

まず、26ページの関係ですけど、国土調査関係。地元の立会人と言っておりましたが、この辺、旧の大正町でも国土調査の関係では、非常に両者が立会するまでにいろんな問題が、境の小競り合いというような問題が出ておりました。

その中で私はちょっと勘違いしておりましたが、調停員と言うたらわからんけど、中に入って調停するとかいうようなことじゃないかなと思ったけど、全然何か内容が違うようですけど、町長にこの辺お聞きしたい、ちょっと質問外になるかもしれんけど。その調停委員ですわね。もしもめごとがあつたりして、多分今課長からあつたがですけど、家地川地区とか……。

○議長（宮地章一君） 予算質疑ですので、余りかけ離れないように。

○11番（林健三君） はい。それだけ、それでちょっと聞きたいですけど、もしあつた

場合にはどうするかということをちょっと聞きたい。関連しちゅうかも分かりませんが。

それと森林組合に委託をすると言っておりましたが、この件ですけど、この件も早急に、森林組合が合併して、従業員も160名ぐらいでしたかね、いるわけです。それで手分けをしてなるべく早急にやってもらうようなことをしていただきたいと私はいつも言っておりますが、早急にそれでこの辺お願いしたいと思います。

それから、37ページになりますが、三者造林との関係ですが、森林整備公社ということで8.2haということ、切捨て間伐ということでございますが、この点について3者ということは、町と森林整備公社が2者ですよね。もう1者あるがじゃないですか、3者ということは。その辺ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それからシイタケの体制については、よく45万4,000円については分かりました。

そして、39ページの奥四万十構想ですが、これもNPO事業によってやると言っておりましたが、課長、前からの構想があるがですね、いろいろ奥四万十は、旧の大正町が打ち出しちゃったときの。クヌギを、造林を利用したカブトムシの昆虫の里とかいうようなこと、あと船着き場の関係もあります。その辺どうなっているか、その辺お聞きしたいと思います。

そして、40ページの久木ノ森でございますが、これは旧の大正のときに9,900、1億にちょっと足らったと思いますが、何かスーパーの買い物みたいな感じで買ったような山でございます。その点については、トイレとか水路のをやるとか言っておりましたが、あこは課長、複層林をやっているわけですね、2段に。ですから景観とかそのトイレもええですけど、言うたら複層林を切って、その中へケヤキとかモミジとか植える構想もあってもええじゃないかと私は思っておりますが、どうでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 管財契約課長仲治幸君。

○管財契約課長（仲治幸君） お答えをしたいと思います。

まず最初に調停員の問題でございます。この境界の問題については、国土調査としては、本人同士が確定をして、そこを測量させていただくというのを基本としております。境界紛争については、法務局のほうでも紛争問題について対応していただいておりますので、町としてはこの境界問題についてはあくまでも本人同士の問題、民事の問題ということで、入っていくということは少し遠慮したほうがいいかなというふうにも考えております。

それから森林組合の委託の関係で、大変職員さんもおいでということで、早急ということは、早く完了しようということだと思いますけども、現在10か年計画で進めております。来年度家地川で5.8㎏という計画でございますけども、これ、たまたま面積が大きい。それから次の年度からいきますと、また2.幾らとか3㎏前後の面積で計画をされておりますけども、この件については県とも協議をしながら、例えば2か年の計画を1か年にしていくとか、そういったところを県とも協議しながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） それでは、新三者造林負担金の新三者とは誰かということでございます。

平成11年に旧の大正町時代に契約が結ばれております。造林地の所有者は個人でございます。それから造林費の負担者が町でございます。それから造林者として高知県森林整備公社、この三者でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは私のほうから、奥四万十自然体験村実現事業の中で、過去旧大正町の時代にクヌギの森を活用した昆虫の森とか、また、ダム湖での船着き場の整備とかいう計画があったということでの質問だったと思いますけれども、この昆虫の森とか船着き場の整備につきましては、今後奥四万十自然体験村のプロジェクトを発足させますので、そういった中で議論もしていきたいというふうには思っております。

同じく2001年の森の複層林の件でございますけれども、議員ご提案ありました、複層林の中にクヌギとかケヤキ等の植樹ということでございますけれども、この件につきましても議員の提案等を参考にいたしまして、プロジェクトの委員の中で検討するように私からもお話をしていきたいというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 林健三君。

○11番（林健三君） よく分かりました。

1点だけ。37ページの三者造林の関係でございますが、これ、利率があるわけですね。3者で6、4何とか1とかよね。その辺の利率。

そして何年伐期でこれ、切るのか。もし山主との関係があって、3者でやっちゅういうことはよね、もし年が過ぎても今の木材価格の単価から言うたら安いわけですよ、価格が。それで、もし、伐採、皆伐は多分ないと思いますが、間伐方式で、切捨てですけどね、多分間伐やと思っておりますが、最終的の伐期やったときに、もし価格が今みたいに暴落した場合にはどうするか。山主にその金額を言うたら出してもらってやりくりをするとかいうような方法もあると思いますよ。公社もなかなかこの辺、全額を見てくれいうて言うても、なかなかその辺の利率の関係が出てくるとは思います、その辺課長、どんな考え持ちゅうがですか。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 新三者造林の3者の分収割合を申し上げます。

まず、造林地の所有者、個人でございますが、2分の1でございます。それから造林費負担者としての町が4分の1。それから造林者の高知県森林整備公社が4分の1でございます。

それで、平成11年に契約をいたしまして、期間は80年間ということになっておりまして、平成で申しますと91年ということになります。価格がどのようになっているのかちょっと分かりませんが、上ってくれているということを期待して、80年先、現在では13年目、4年目ということになってますので、上ってくれているものと期待して、分収割合のとおり、契約どおり分収できたらいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） 議案第28号の一般会計補正予算、予算資料の1ページ、行政窓口事務委託事業について1点お伺いをしたいと思います。

十和公民館を廃止することにより、行政窓口事務を土佐昭和郵便局に事務委託をするということですがけれども、今までの事務量がどのくらいあったのか分かりませんので、大まかな数字でも結構ですので、お示しをください。

それと委託に対する手数料が1件当たり消費税込みで168円ということですがけれども、この委託料についても町が負担するということの確認でよろしいのでしょうか。

それと通信等にかかわる電気料、通信費も四万十町が負担をするということですが、本来の郵便局業務と委託をする分ですね。これはどういった方法で確認をし、さび分けをす

るのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） お答えをいたします。

現在の窓口の利用者数についてですけれども、窓口の利用者数につきましては、23年度の数値で申し上げますと629件ありました。それと出納の関係が3,689件ございまして、その中で今回委託する関係で手数料が発生しますのは629件ということになってまいります。それで大体10万5,000円ぐらいの経費がかかる予定です。

それと電気料につきましては、このシステムそのものが十和総合支所に親機を置いて、郵便局にFAXの子機を置いて、その間の相互の通信をやる予定でこの予算は計上しております。その電気料が約1万から2万かかる予定です。それと通信整備費、通信費ですけれども、これにつきましても、そのがにかかる予定で組んでおりましたが、この予算を計上した以後に、その後の協議によりまして、四万十町に整備をしておりますケーブルシステムの回線を利用したこのシステム回線が可能ではないかということを担当者よりお伺いしております。その光ケーブルシステムを利用すると、機器の導入についても、それと回線使用料についてもコスト削減になるということがございますので、実施段階においてさらに調整をしてコスト削減に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） その電気料と通信費、それは答弁の内容がちょっと僕かみ砕けなかったがですけれども、だから郵便局業務の分と委託する分で四万十町が負担する分は、どうやって、何か数字で出てくるわけですか。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 通信費も電気料も別個にその計器を設置して、その数値が出てきます。

それと、委託料の手数料ですけれども、これにつきましては郵便局に委託するのがレジスターも一緒に構えていただきまして、町が証明するための手数料、1件につき300円とか500円とか、そのがについてはそのレジスターで収支をとっていただきます。

それと168円というがは、この1件の手数料について168円ということになっておりまして、町に入ってくる証明料と1件につき168円の金額は別の会計で入ることになりますし、その申請書の様式によって、それは1月ごとに収支を報告いただきながら精算

していきたいということで考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 2点についてお伺いをしたいと思います。

予算資料の6ページの下段の防災通信の設備の事業ですけれど、これでは屋外放送が興津が2か所、それから窪川が1か所ということで、それから屋内端末、これについても13個ということで、この屋内端末については場所が指定せられておりませんけれども、これらについてはどのような場所に設置をするのか。その内容についてお伺いをしたいと思います。

2点目については予算書の40ページ。これは観光費ですかね、観光費ですね。補償金、立木等の補償金ということで54万4,000円上ってきておりますけれども、この内容についての、分かればお答えを願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 予算資料6ページの防災通信設備整備事業についてお答えを申し上げます。

屋内端末器の設置13戸分の場所のお尋ねでございますけれども、これは窪川の大井野地区になります。13戸の不可聴の家があるわけですが、固まってあるわけではなくて、谷々にちょっと点在しておることがありまして、屋外の放送設備を設置するよりも、屋内のほうに設置したほうが効果的だということになりまして、13戸分屋内の端末器を設置するということでございます。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは私のほうから、予算書の40ページでございます。観光費の中の22節でございますが、補償補てん及び賠償金ということで、補償金の立木補償費54万4,000でございます。

この額につきましては、道の駅四万十大正の周辺整備事業を現在行う計画で進めておりまして、現在の道の駅の上流の用地を駐車場に整備するということで今進めております。その部分で立木補償、栗等がございます。そういったものに係る補償でございます。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） この防災の施設整備でございますけれども、これはこの四万十町ケーブルをやるというときに、十和出身の議員たちはこの屋内放送の端末器は全戸に入

れるべきではないかということで強い意見を言ってきたところでございますけれども、結果的に屋外放送だけで全家庭が網羅できるというような説明のもとでその屋内端末が設置をされなかったわけでございますけれども、その後、屋外放送だけではどうしても聞こえないというところが多々そういうような方向で出てきて、屋内端末が現在行われておるといような実態だろうと思います。なぜこの大井野の13戸、これなどについて、当初からそこらあたりについての、屋外放送が聞こえないということが分かっていたらろうと思いますけれども、それを今になってこういうような方法で取り組んでいく。大変こう、おかしいのではないかとこのように私も思いますので、その点についてもう一度説明のほどをよろしく願いをいたします。

そしてこの立木の補償金ですけれども、大正の道の駅を広めるために、その立木等の補償金ということでございます。これらについての見積り、どのような方法でこういう54万4,000円というような金額が算出せられたのか。また、材積についてはどれくらいの立木が伐採をせられるのか。その点についてお伺いいたします。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 放送設備についてのご質問でございます。

この大井野地区に13戸分の屋内端末器を設置するということでございますけれども、当初は、やはり当初の設計段階において机上で図面を引きまして、すべてが屋外放送設備で網羅できるという計画のもとに事業実施したわけですけれども、その後実際の運用が始まりまして、現実には聞こえにくいという部分が各所で出てまいりまして、毎年一定の予算を計上しながら、新しい屋外放送設備を設置、または増設、あるいは方向の調整、いろいろなことを行っておるわけですけれども、そういった中で、どうしてもそういう屋外放送設備では、どうしても聞こえづらいという地区もありまして、そういったところには順次こういう形で屋内端末を設置しているという現状でございます。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長下藤広美君。

○大正総合支所産業建設課長（下藤広美君） それでは40ページの補償金の絡みの見積書、見積り等は、また、どれくらいの本数なのか、材積はとかいったようなご質問であったかと思いますが、この補償を出すに当たりましてはコンサルタントに委託しておりまして、用地物件等の調査をさせてます。それで、そこのか所の本数等、栗が何本とか、柿であれば柿が何本とかいうて、数量とか胸径ですか、そういったものを積算してもらってま

す。それをもとに用対連というものがありまして、そこでは基準書がございます。栗であれば胸径何cmが幾らとかいう基本的な金額を示された基準書がございますので、それののっとして積算したものでございます。すみません、正式に何本とかいう数量のものを今日持ってきてないわけですが、そういった調査した資料によって、金額はその基準書によって積算したものでございます。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18番（竹内常喜君） 防災設備、今回はその13戸ということは大井野ということでございますけれども、他の地域で聞こえないというようなことで屋内端末を据えてほしいという申し入れはほかにはないでしょうか。その点だけ1件、お聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 放送設備は、いろいろ先ほども申しましたけれども、聞こえづらいといった声が各所から寄せられておるところでして、そういった場合には調査をいたしまして、屋外放送設備のスピーカーの方向調整といった形で対応できないのか、あるいは増設をしたほうが、その家だけではなくて、近隣の家庭にももうちょっと聞こえ方が改良されるとかいったことがないのかといったことを慎重に調査しまして、1戸、あるいは2戸がどうしても聞こえづらいという場合には順次予算、補正予算を計上いたしまして対応しておるといようなところでございまして、一定そういった要望もある地区もありますが、調査をしておるところでございます。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

森健吉君。

○16番（森健吉君） 2点ほど伺いをしてみたいと思います。

まず補正予算のページ数4番であります。このシカの被害特別対策事業の中で、今回上ってきているのが130万の予算が上っております。その中で、非常に農家にとっては大変この鳥獣被害等々に悩まされているところございまして、今後ますます、先般もらった、資格を持っている有害の捕獲参加数の資料をいただいておりますけれども、年々高齢とともに、資格者も減っているようであります。そういった中で、ますます深刻になると思うんですが、この報償金について、もっともっとやはり見直しをする必要がありやしないかなというように思っております。

もう一点は、予算書のページ数32ページのクリーンセンター銀河の、ここの修繕費。非常に大きいわけでありまして、どこをどういような形で修繕をされたのか。その2点

について伺います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） お尋ねの補正予算資料のほうの4ページでございます。シカ被害特別対策事業。今回捕獲の報償金を計上させていただいております。

ご指摘のように、本町本当に鳥獣害の被害が多ございます。それで、報償金の金額そのものを見直しというご質問であったかと思いますが、今回計上させていただいておりますように、まずは頭数が毎年毎年かなり増えております。シカだけで見ますと、去年、今まで現在で150頭ぐらい増えております。ということで、その金額の見直しも必要とは思いますが、まずはその頭数を何とか確保しなければならないということで、頭数のほう、今回のほう計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 予算書32ページ、クリーンセンター銀河運営費についての、修繕費についてご説明をさせていただきます。

修繕料としまして、1,065万1,000円計上しております。これは焼却室の2次燃焼室の天井が、耐火物がございまして、それが落下したという事故がございました。そのために本体の鉄板がむき出しになったという状況がございまして、焼却が行えない状況になりました。そのために、急遽修繕工事を実施するというものでございます。

ここの燃焼室の天井につきましては、14年に施設完成しましてから一度も補修工事をしたことのないか所でございます。高さが非常に高いために毎年点検整備といったところで確認はしているところですが、来年工事というような予定もしておったところですが、突然の落下というようなところで今回補正に計上させていただいたところです。

以上です。

○議長（宮地章一君） 森健吉君。

○16番（森健吉君） このシカの被害については、ただいま担当課長からお答えいただきました。ぜひとも、農家も非常に高齢農家ということで、自己防衛も大変な状況であろうと思うんです。そういった観点から、行政としてしっかりと枠付けをしていただきたいということをお願いしておきます。

続いて、クリーンセンター銀河についても説明をいただいたわけでありましてけれども、1日平均どれぐらいの量を焼却しゅうのか。改めてこの1点を聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） 1日の焼却量というお尋ねでございます。

本来の施設につきましては1日25tということで、2炉ございますので、1炉では12.5tというのが1日平均の焼却量ということで設計がされております。ちょっと今現在具体的な数字を持ってません。365日のうち土日を省く、それと正月休みを除いた日について焼却をしているわけですが、当然定期点検整備工事でありますとか修繕工事、こういったことを行う場合においては焼却炉を休ましておりますので、実働の、実際の日数というものを今ここで承知しておりませんので、最大何t焼却というような場合も当然ございます。能力的には2炉で25t焼却ということでございます。それで、もしひょっと具体的な数字ということであれば、後ほどお知らせしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） シカの報償金でございますが、現在は1万円。1万円と言いますのは、猟期外のシカの捕獲については1万円ということになってます。猟期内については8,000円ということで定めております。

これ、鳥獣対策につきましては各地区におきまして、窪川・大正・十和それぞれ鳥獣の対策協議会をつくっております。その中でこういういろんな対策を見ているところでございます。今回は頭数の増加についての計上でございますが、この報償金のこと、それからその他のことも総合的にまた協議をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元真之君。

○14番（下元真之君） 2点お伺いをいたします。

1点は、今のシカの鳥獣対策の関係でございます。各地区で相当な数が捕獲されているということですが、各地区の内訳、捕獲数の内訳、分かればお伺いをしたいと思います。

また、昨年からの予算がつきまして、1,000万円以上の予算がつきまして、来年度以降も計画が下のほうに載っておりますけれども、相当の数のシカが捕獲されていくわけですが、このシカ、ただ殺処分するだけなのか。相当の量の頭数が捕獲されるわけですが、ほかの利用についても今後検討していく可能性があるのかも一緒にお伺いでき

たらと思います。

もう一点は、予算書のほうの３１ページ、衛生費の中にあります子宮頸がん等ワクチン接種費用の助成費、５２３万１，０００円の減額でありますけれども、内容について教えていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） シカの現在まで捕獲した地区別の頭数です。猟期に入るまでの頭数でございます。窪川地域におきましては１４５頭、大正地域が３９７頭、十和地域が３７９頭、合計９２１頭で、先ほども申し上げましたが、前年に比べて１５０頭増えております。トータルで増えております。

それからもう一点。シカの捕った後ですね、利用というご質問がございました。シカの肉の活用などというようなご質問であろうと思いますが、各地区の協議会の中でもいろいろと協議もしておりますが、そのシカ肉、イノシシもそうなんですが、後の肉の活用方法については課題となっております。と申しますのは、処分場をまずつくらなければならない。そしてどこに管理を任したらいいのかどうかというようなこともございまして、現在検討を進めているところでございます。シカの肉を販売するとなりますと、きちんと衛生管理された、保健所に通るような施設でないといけないわけでありますので、管理上の面、また費用の面、そういったことを整備に向けての検討をしているところでございます。現在のところはまだ確たる計画はない状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えをしたいと思います。

先ほど子宮頸がんのワクチンのことでの質問でございましたが、この中には子宮頸がん等ということで、ほかにもヒブワクチンとか、小児用の肺炎球菌のワクチンも含まれておりまして、その合計での金額となっております。

ご質問の子宮頸がんのワクチンでございますけれども、平成２２年より実施しております。国・県の補助金をいただきながら実施しております。中学校の１年生から大学２年生の女子ということで、回数的には３回。１回に１万５，１０９円という経費で実施しているところでございます。延べの回数としては、６２６回で計算しておりましたけれども、８月接種分までを参考にして１年間を換算してみますには、６１１回ということで、１５回ほど軽減されるんじゃないかということで、この子宮頸がんのワクチンにつきましては、

22万4,000円の軽減ということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 下元真之君。

○14番（下元真之君） 答弁をいただきまして、ありがとうございました。

シカ肉の後処理についてですけれども、これは食用だけということに限らず、液肥にして土に返すとか、動物園のえさ利用とか、肉のペットフード化とか、食用ということに限らず、さまざまな利用方法を考えればあるんじゃないかなというふうに思います。そうやって捕獲したものをもうただ捨てているだけではなくて、そうやって命をちょうだいしているものをまた何か新たな活用方法、そうやって廃っているものを新たに活用していく方法も一緒に考えていただきたいというふうに思います。

それから、子宮頸がんワクチンですけれども、副作用についてさまざまに指摘の声を聞いております。私のところも娘が中学生に2人おりますけれども、受けた方が後の頭痛とか失神、気を失うとか、そんなことを、これは全国的にもそういう報告があるというふうにも聞いております。海外では死亡例もあるんじゃないかというふうに伺っておりますけれども、そこら辺はどのような把握をされておりますでしょうか。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） シカの捕獲したものについての活用ということでございます。食用の面だけお答えをいたしました、確かにほかの利用もあろうかと思えます。毎朝農業新聞のほう読んでおまして、各地域のいろんな取組も載っておりますので、そういったことも参考にしながら考えたいと思います。シカだけではなく、イノシシも、先日イノシシの皮を利用した小物ですか、そういったものをつくったというような記事も載っておりました。そういったことも併せて、協議会などでまた検討を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 今の問いにありますように、副作用については、四万十町においては今のところそういう内容のことは聞いておりませんが、子宮頸がんというのは大変怖い病気でもありますので、そちら側のほうを最優先ということにはなろうかと思えます。そのきつい副作用というふうについて、であれば認可もおりないわけでございますけれども、これが今優先されながら、国・県の指導も受けてやっておりますので、

現在のところはこの方向を進めていきたいというふうに考えております。

議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

酒井祥成君。

○17番（酒井祥成君） ちょっと議長、関連になるかも分かりませんので、止めないでぜひお願いしたいというふうに思います。

これは地域の中で役員の方々からいろいろ意見が出まして、これ、ぜひ議会で聞いてほしいということでしたので、聞きたいと思いますが、まず自主防災組織との関係で関連をさせていただきます。

津波対策なんかにつきましては十分今現在とり行っておりますが、中山間地域においてはいわゆる土砂崩れであるとか、いろんなそういう問題が起こります。

そういう中で、地域の集会所等における今、耐震診断も、それは行政のほうでやっていただくということで、耐震診断をやっているようですけれども、そういう中であって、例えば建て替えないかとか、あるいは補強をせないかというようなことになった場合に、限界集落におけるいわゆる50人とか30人ぐらいの中で集会所を維持管理していると。指定管理の問題もありますけれども、そういう中であって、現実的に負担金も出せないというような問題もあろうかと思います。そういう中であって、やはり大事なのはそういう耐震とか、あるいはそういう関係で公共に供するものについては一定行政のほうに責任があるのではないかという意見が多数出ました。そういう中であって行政としては、今後例えばそういう集会所における維持管理、あるいは施設整備等をどのように考えているのか、まずお伺いしたいというふうに思います。

もしなかなか答弁ができないのであれば、検討課題としてで、自主防災組織でもたった70万ぐらいの金額の中で、地域の中で5万円とかいただきながら現地研修をしたり、あるいは消防を呼んでその中で訓練をしたりいろいろやっておりますけれども、そういう中であって指定管理をされておるそういう集落の集会所等における問題点をどのように考えておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

各地区の集会所のほうで、災害時の避難場所、一時避難場所に指定しておるものについては一定の対策をとっていかうということで現在検討中でございまして、一定の方向性については自主防災組織の会でありますとか、区長会などでも説明をしてきたところでござ

います。まず、耐震診断については、町が全額負担をして実施していこうという考え方であります。あと、耐震設計、それから耐震補強の工事が必要になった場合にどうするかということが問題になるわけですが、これも通常の集会所整備は55%補助の制度があるわけですが、それ以上の一定の補助を行って、可能な限りの上乗せといいますか、率で補助をして実施していく方向で今制度をつくろうとしておるところでございます。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○15番（酒井祥成君） これは集会所の関係で、以前では集落整備事業みたいな形で、県でも助成がありました。15、6年前より以前ですが。そういう中であって、一定それ、町だけでそういうことを考えるというのは非常に難しい問題だというふうに思います。

これはやはり防災関係で言うと、集落の生命・財産を守り、あるいは命を守るという意味で考えると、やはり県のほうにも働きかけをして、そういう制度をやはり充実していくということにしないと、これ、例えば地域においては恐らく集会所が逃げ場になるだろうというふうに思います。それか、もうほとんどが急傾斜地のような形で家が建っておりますので、最終的に言うところのそういうところに逃げるか、小学校の休廃校をしたようなところに逃げるか、そういう場所しかない。ですから、そういう形で言いますと、そういう集会所のやはり整備も含めた検討をどうしていくのかということ、ある程度明確に今後やっていただきたいというふうに思います。町長、考え方があればお示しをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） 確かに、特に山間地域、孤立の可能性のある地域については地区の集会所が避難場所になる、一定の期間そこで避難をしなければならないということも想定されます。耐震補強等については非常に重要なことであると思いますので、議員さんおっしゃられましたように、県にも要望もしてまいりたいと思いますし、来年度25年度の予算に向けてはその制度が確立できるように、なるべく地元負担の少ない形で実施できるような形で制度設計して、当初予算として提案したいというふうに考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質問はありませんか。

環境課長山脇一生君。

○環境課長（山脇一生君） すみません、先ほどの森議員のご質問にお答えしたいと思います。

1日当たりのごみの焼却量は平均でどれくらいかというご質問でした。23年度でございますが、1号炉2号炉合わせまして、合計で4,850tのごみを焼却しております。

1日平均1号炉で14.1t、それから2号炉で14.4tということで、1号炉が156日、それから2号炉が183日ということで運転を行っております。

以上です。

○議長（宮地章一君）ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君）2点お伺いをしたいんですが。まず予算書のページで言いますと21ページです。目で電算管理費というのがありますが、ここを。

冒頭の、先の町長のこの一連の説明の中で、大変この電算管理費の4,130万減額うれしいということで、大変大きな金額が最初の予算からずれて減額されるということですが、説明書きを見ると委託料ですね。これ共同ネットワーク構築及び保守委託料となっております。これについては本町と中土佐、須崎、3市町の共同のネットワークをつくっていくということで、この内訳ですよね。

減額された内訳ですが、まず共同ネットワークの構築がこれで完了したのか。それからもう一つ、及び保守委託料ということで、これも減額で返ってきてますので、保守委託料がどれぐらいになっているのか。要するに今回ネットワークが構築をこれで終わって、あと、ずっと今から共同ネットワークが構築をされて続いていくわけですので、委託料がどう感じるようになっていって、10年なら10年のスパンで、以前お伺いしたことがあるんですが、かなり共同化による節減というか、非常に安く上っていくということですので、そのあたりの試算・計算がもうこれで出来上がるのかどうか。それをまず伺います。

○議長（宮地章一君）企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君）それでは私のほうからお答えをしたいと思います。

いわゆる中土佐・須崎・本町で共同ネットワークを取り組んだわけでありまして。これで完了かというご質問もありましたが、一応5年単位の計画の中で完了をしたというふうに認識もしているところです。

これから来年度以降、保守管理ということで、金額的には約122万円余りが向こう4年、ないし5年間発生をしてくるということでもあります。

○議長（宮地章一君）中屋康君。

○5番（中屋康君）じゃ、以前伺ったときには、経費節減の考え方としては、10年間

のスパンで何か計算をしたという何か記憶があるんで、私の記憶違いかも知れませんが、今回課長のおっしゃるのは5年間のスパンで今回も構築して、一応はネットワークが完了したということで、だから5年経過した後また同じようにそういう形が出てくるのかどうか。そのあたりのすみ分けというか、考え方、そこ、どうなんでしょうか。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） 10年間というご質問もあったわけですが、四万十町、5つの、5市町、これ以外に、中土佐・須崎・四万十町以外に、5市町で共同システムも取り組んでおります。こちらは住基とか、いわゆる住民系のサービスなんですが、住基、国保、年金、介護、こういった部分については10年計画のもとに今までシステムの構築とかやってきまして、24年度は利用契約等含めて約4,300万余りの予算計上もしているところです。こちらが10年間は今のシステムで行くであろうという判断をしているところです。よろしいでしょうか。

（5番中屋康君「はい、了解です」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは昼前になりましたので、できるだけ手短に、また、重複しないように質問してみたいと思いますが、まず歳入の中で、交付税の絡みの中で考えた質問しますので、ちょっと執行部の方、それを踏まえて答えていただきたいと思います。

今回、町税の中でも法人税が3,600万余り減額に、補正になっています。ただ、交付税の決定の方法がちょっと分かりませんが、いわゆる交付税は、財政需要額から収入額を引いた額が一般的には交付税額という形になってくるわけですが、決定時期と言いますか、算出時期ながですが、このように年度途中、特に12月補正の中で法人税がこれだけの減額になってくるとなると、本来は、今年度の計算式であれば交付税がもっと入ってくるのになという単純な思いの中で質問するわけですが。そういった意味で、これだけの減額になっているということは、今回こういう形での計上ということは、交付税には、今年度には、計算式には関係ないのかどうなのか。併せて、また、この3,600万というのは法人格を持つ会社、何社くらいの集めた額なのかどうなのかという点と、10ページで、説明の中でありました。

今回8,000万余りの普通交付税を補正で増額をしたわけですが、留保財源があと1.8億余りあるという説明でした。3月補正もあるわけですが、できるだけ留保財源をとっ

ておいて、今後厳しくなる財政規模の中で考えてほしいと思いますが、あと3月補正でどれくらい見込まれた中での取り崩しなのかというのについてお伺いをしてみたいというふうに思います。

それと、歳出に入りますが、重複はできるだけしません。説明資料の1ページ。岡峯議員からあったように、約、消費税込みで168円という、1件当たりの件数の、消費税抜きでは160円になるわけですが、それぞれ納税証明、いろいろ金額が200円、300円、いろいろ違うわけですが、この消費税抜き160円という手数料の根拠がちょっと見えてきませんので、その点について、こういった形で根拠にしたのかという点です。

それと説明資料で、6款の問題ですが、4ページ。初めて聞く、とおお守人企業組合と読むんでしょうか。今回スカイキャリアを一式、半額の助成。県・町合わせて半額の、事業費の中での補助ですが、この組合というのは新しくできた組合かどうか、私、認識してませんが、新しければ、現在どういう取組をし、また今後どういう取組をする企業組合なのか、その点についてご説明いただければありがたいというふうに思ってます。

それと、本庁舎整備事業費の中で、予算では23ページ。確か当初も組んでたと思うわけですが、今回、木材の桎立検知製材等委託料を500万追加したと思うのですが、確か当初組んでたのを今回500万も組んだということは、恐らく木材製品が増えたのかなというしか考えようがありませんが、その点を答弁いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 総務課財政班長大元学君。

○総務課財政班長（大元学君） お答えしたいと思います。

交付税の件でございますけれども、先ほど、年度途中で法人税が減額になった、それが交付税等に影響がないかというようなお話でしたけれども、交付税の算定につきましては、前年度早いうちから基準財政需要額のほうも含めまして、算定のほうに、作業に入っております。ですので、今年の分に、24年度の分につきましては前年度の実績等をもとに算定をされておりますので、今年度分については影響はないかと思いますけれども、当然ながら来年以降について、今年の減額分等が影響はしていくというふうに思っております。

それから取崩しの件でございますけれども、留保額は1億8,000万余りということで、これにつきましては提案理由でもご説明しましたけれども、現在、財政調整基金のほうを2億円取崩すように予定しております。当初で1億円、それから6月補正で1億円、合わせて2億円でございますけれども、その取崩しを今後やめるのかどうか、そういつ

たものも含めて3月に調整したいというふうに考えておまして、当然3月には、今、特別交付税のほうも現在予算額が4億ですけれども、それが実際にはもう少し入ってくるかと思います。そういったものも含めて、最終的に調整をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(3番田邊哲夫君「会社の数」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） 税務課長敷地敬介君。

○税務課長（敷地敬介君） それでは私のほうから法人住民税の減額、何社ぐらいというような問いやったと思われますが、法人住民税について少し説明させていただきます。

四万十町の法人、毎年ある程度数字は変わるんですが、大体340社強あります。今回の補正で3,615万の減額というふうになっておりますが、昨年度の法人住民税が1億896万という法人住民税、23年度です。

今年、当初予算の段階で法人住民税を24年度どう見込むかいうところで見込んでるんですが、当初予算で実は8,790万を見込んでおりました。これは前年度比81%。やっぱり景気後退ということで24年度は落ちると見込んでおりましたが、現実には問われたように減額になった会社、これ、23年度と24年度の11月末の比較になるんですが、この時点で68社現在あります。ただ、逆に増額になった会社も57社ありますので、増額・減額の会社数で言えば余り差は出てないんですが、減額になった金額が大きいということで、11月末時点で減額になった会社分で4,200万ほど23年度からいけば減額になっております。増額のほう、57社あるんですが、増額分は643万という状況です。

ただこれが今年度末の数字を見込んでの今回補正ですので、この11月末から最終の決算の数字というのは大体150%か、今の、現在の申告税額の大体150%、1割5分増しぐらいが決算の数字に毎年なります。そこを見込みまして、24年度の法人税額を大体5,200万ぐらいに見ております。その差額を今回、3,615万という当初予算との差額で見込んだという。ただ、最終的な決算は約5,200万ぐらいと、今年度の法人税は見えているところです。

○議長（宮地章一君） 十和総合支所長岡本順一君。

○十和総合支所長兼地域振興課長（岡本順一君） 私のほうから窓口業務の、郵便局に委託します手数料168円の根拠についてご説明をしたいと思います。

この168円についてでございますけれども、高知県内で四万十市、黒潮町を始めとしま

して、7市町村のほうで協定を結んで今事務を進めております。そういう中で調整された金額で、郵便局から示されたものもここに上げております。

なお、これから、議案の中にも上げておりますように、協定を進める中で、「事務の取扱いに関する必要な事項」という項目もございます。この中で、さらに内容につきましては詰めて協定を結んでいきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 農林水産課長熊谷敏郎君。

○農林水産課長（熊谷敏郎君） 私のほうより予算資料の4ページ、事業名は「地域林業総合支援事業」の事業主体の組合の内容についてお答えを申し上げます。

このとおわ「もりと」と読みます、とおわ守人企業組合は今年法人として立ち上がりました。主に十和地域の林業のほうを、個人の所有者などから請け負って整備をしていくというふうに聞いております。十和地域の山を守っていくということで、熱い思いを持って組織化された法人でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 企画課長森武士君。

○企画課長（森武士君） それでは、私のほうからは木材極立検知料ということで、当初予算に計上していたのではないかといったご質問だったと思います。

当初予算では、この委託費用として2,562万円を計上しておりました。非常に春以降、良質のヒノキが順調に搬出をされたということで、当初、製材後の数量で600m³を予定しておりましたが、最終的に100m³増加しまして、700ということになった関係で、今回補正予算を計上させていただいたところであります。

（3番田邊哲夫君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

下元昇君。

○15番（下元昇君） 2点だけちょっと確認の意味でお伺いをします。

予算書の29ページ、児童措置費の私立保育所の運営費の委託料の3,700万円の増額と、その下にあります、いわゆる私立保育所の運営費補助金の1,500万の減額。このあたりが、同じ私立保育所の中での委託料と補助金の増減なんですけれども、ちょっとこういったことになったのかの確認をしたいと思います。これが1点。

それと、先ほど下元真之君が聞きました31ページの子宮頸がんについての答弁で、大

まか分かりました。課長の説明では、15回の減ということで、22万4,000円ですか、減額になったということですがけれども、人数的に何人見込んでいて、結果、最終的にはこれを、いわゆる子宮頸がんワクチンを受けた方は何人いるのかという、人数的なことでちょっと確認をお願いいたしたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） お答えいたします。

ページ数29ページの児童措置費の中に私立保育所の運営委託料と、19節の補助金、この関係でございます。

委託料というのは、私立保育所に対して国のルールに基づいて委託をするということで、この委託料の4分の3が国・県の補助金となっております。これは国・県への申請に基づいて行うものでございまして、これに対する一般財源は4分の1でございます。

そして、19節の補助金につきましてはほぼ人件費ではございますが、この委託料で賄えない突き出し部分の出費につきまして、窪川児童福祉協会について町単独で補助する額でございます。

なぜ今回プラスマイナスが出たかといいますと、当初、ある程度私立保育所につきましては、1年間の途中入所も含めて計算をされていましたが、なお4月から今まで、また、3月までの途中入所を勘案しまして、委託料が途中入所によって、それに基づく国・県の補助金が増えたというのに基づいて、反対に国・県の委託料が増えた関係で、そういう人件費が単独で要らなくなったということで、単独分の19節はマイナスになっております。この私立保育所、児童福祉協会については現在3園運営されております。それで、今回この差につきまして、一般財源で計算しますと約2,400万円の減額補正となっております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） お答えしたいと思います。

先ほど、延べ数も含めまして600何がしの数字を言いましたけれども、現実には何人やということでの質問だったと思います。

大体3回を、1人の方がワクチンを打たなくてはいけないということでございますので、208名に対して5名の減ということで、203名ということで、5名分を削減したとい

うことになろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１２８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２８号平成２４年度四万十町一般会計補正予算（第４号）を採決します。

議案第１２８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１２８号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後０時０５分 休憩

午後１時２９分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第１７ 議案第１２９号平成２４年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○３番（田邊哲夫君） それでは、議案第１２９号国民健康保険事業特別会計について質問させていただきます。

まず、今回の補正を歳入から見ると、国権の支出金が約３，６００万余り、あと共同事業交付金が７，０００万余りの歳入であるがために、基金の取崩しがあったのを８，００

0 万余り減額をするという、大きな意味ではそう私は見るわけですが、分からんから聞くわけですが、大変申し訳ありません。

例えば予算書の64ページに詳しい歳入等の内訳が書いてるわけですが、共同事業交付金が今回、高額療養費共同事業交付金が2,000万余り、保険財政共同安定化事業交付金が5,000万余り、と先ほど言いました国権の支出金が3,600万余り、大きな歳入です。この保険財政共同安定化事業交付金並び先ほどの国権の支出金はこの時期に入って毎年きたのかどうか、記憶にありませんので、その件も併せて聞きたいのですが。それを、入ってくるまで賄うために基金を取り崩しをして、本予算まで計上しておったけれども、こういう形で入ったので、基金にまた戻していくという見方でいいのかどうなのかという点。

過日、教育民生常任委員会で担当課長から国保税の関係で説明をしたいということで、資料もいただいています。この資料をいただくと、「今年度末で基金が1億9,000万余りしかない」という状況になるという説明もいただきました。合併当初は確か6億万余りあったとは、うろ覚えですが、「これだけ下がってきたという状況が今の特別会計の内訳だ」という説明もいただきましたが、この分で行くと、予定どおり基金の残額は1億9,000万余りしか残らないというのか、これだけあると言っていいの分かりませんが、そういう見込みなのか、併せてこの場で答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） お答えいたします。

12月補正につきましては、今現在の医療費の動向、これについては流動的でございます。3月までありますので、現在、11月末までの医療費、診療月に言いますと、10月診療までの診療。4月から10月診療、それから11、12、1、2、3と、この5か月を推計した形で今回補正させていただきました。

それで、医療費の増加については、今年度前半、医療費が若干少なく推移しておりましたが、10月診療以降、後半になりまして医療費がかなり要るようになっております。1つ申しますと、1か月の大体の医療費を1億2,000万円ぐらいと組んでおりましたけれども、現在、1億2,500万前後の医療費の推移となっております。その関係で高額医療費の増加があります。療養給付費と高額療養費の増加に伴って、県・国の支出金、補助金も増加を見込んでおります。

また、ご指摘のように、高額療養費の増加に伴って、この7款の共同事業交付金という

2つの事業がございます。この事業も、今回は、今まで毎月これも交付される事業でございますけども、今までの支払われて歳入になった金額、それから今後の推移を見て、約7,000万円の増加を見込んだわけでございます。

これに伴って、当初概算で組まれておりました基金からの取崩し額、約2億2,900万円ございましたけども、今回の精査によりまして8,000万円の減額になっております。

ということで、決算見込みはということでございますが、こちらとしましては、今回の補正予算がある程度の決算見込みではないかと考えておりまして、基金の取崩し額についてはほぼ1億4,000万円を予定しております。

1億4,000万円基金から取崩しをするということは、それだけ歳入不足に陥っているという厳しい状況でございます。この原因の1つとしまして、前期高齢者交付金の大幅な減額がございます。この減につきましても先日常任委員会でもご説明いたしましたように、様々な要因によって24年度、あるいは来年度、かなり四万十町国保にとって財政的に厳しい状況に陥るであろうと考えております。

そして24年度末、ご指摘のように、現在3億3,100万円の基金がございますが、この1億4,000万を取崩しを実施しますと、1億9,000万円しかございません。この1億9,000万円をもって25年度の当初予算をつくらなければならないということでございますので、予想では25年度末には基金がゼロになる可能性が高いと思われます。これは最悪のケースで言っていますけども、こういった状況でございますので、ご理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、担当課長のほうから詳しい説明をいただきました。

24年度の今の状況の中で、基金が約1億9,000万残る見込みだということで、来年度の予算編成に当たっては同じ金額を、1億4,000万崩しても、わずか5,000万余りしかないということになるわけです。そういった中で、恐らく担当課としては今後の税の引上げも含めて検討している状況にあるということはお伺いをしました。

四万十町は法定外繰入もしてるという状況の中で、大変国保の加入者にとってみればありがたい状況ではありますが、こういう状況ですので、今後内部でもしっかりと検討してもらいたいというふうに思いますが。

ただ、もう一点だけ、聞き漏れましたが、６７ページで、財源の組替えをしているその意味がちょっと分かりませんから、ちょっと教えてください。６７ページ、後期高齢者支援金等の中で１，２００万国権の支出金が、一般財源で財源を組替えをしてるという、この意味が分かりませんので、その１点だけ聞いて質問を終わります。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 予算書の６７ページの後期高齢者支援金等で、財源内訳で国庫支出金が減額になっております。これについては、後期高齢者支援金の充当財源につきましては県・国の調整交付金、あるいは療養給付費負担金、これに絡んでおりますので、これが減額されたということでございます。それによって、減額された財源の充当では一般財源、国保税を投入して収支を図っているということございまして、後期高齢者支援金等の財源内訳は国庫支出金等と、それから一般財源とを含めて予算化しているということでございます。

（３番田邊哲夫君「はい、ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第１２９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１２９号平成２４年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

議案第１２９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１２９号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第１８ 議案第１３０号平成２４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）、日程第１９ 議案第１３１号平成２４年度四万十町介

護保険事業特別会計補正予算（第２号）、以上、議案第１３０号から議案第１３１号までの  
２議案を一括議題とします。

この２議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑  
を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第１３０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３０号平成２４年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（  
第２号）を採決します。

議案第１３０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１３０号は原案のとおり可決  
されました。

これより議案第１３１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第１３１号平成２４年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）  
を採決します。

議案第１３１号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第１３１号は原案のとおり可決  
されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第20 議案第132号平成24年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案につきましては既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは、簡易水道の特別会計についてお伺いしてみたいと思いますけれども。

説明資料いただいています。その7ページに目的が書いてます。読みますが、「老朽管の改修を行う中で、消火栓を設置する必要が発生したことによる追加経費の計上」という形ですが、もし老朽管の改修しなければ、消火栓を設置する必要はなかったと、裏返せば読めるわけですね。それはどうしてなのかと、非常に資料いただいて考えて今日まで来ました。じゃ、改修工事をしよったから消火栓を設置する必要ができたという意味がちょっと分かりません。必要だから設置するということになれば分かるがですけども、その前段が、改修しよって、中で設置をせないかん必要性ができたという意味が分かりませんので、私は設置することは必要だと思いますけど、その意味が分かりませんので、その意味を詳しくご説明いただければと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 消火栓ですけど、これは基本的には消防法によって、根拠法によって消火栓設置と決まっております。新設、改造にかかわらず、それによって消火栓は設置しなければいけないということになっておりますので、この表現がちょっとあれですけど、改修ということですので、旧の管にも、改修前の管にも消火栓ついておりまして、これを布設替えしまして新しい管になっても、大体元あった消火栓の位置に消火栓をつけると、改修後の配管にも消火栓をつけるということが原則でございます。

今回はちょっとどうしてこのようなことになったかと言いますと、当初予算の中で国庫補助金がちょっと満額つきませんでして、1,500万ほど国のほうの追加、補正予算の中で新しくついたということで、当初発注計画と若干違う区域の発注ということになりましたので、当初予算に見込まれておりませんでした4か所分の消火栓を今回また新たに発注すると。建設工事の中で発注するようになりましたので、その分の単独費300万を追

加計上したということになっております。

消火栓は、先ほど議員も言いましたけど、老朽管に限らず、新設管に限らず、設置基準は決まっておりますので、それに基づいて設置するということになります。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 今、担当課長から答弁いただいたわけですが、ただ、私、場所が分かりませんので適当な言い方するかもしれませんが、今まではこの配管途上では消火栓はなかったと。いや、私、分からんがですよ。だから、なかったけれども、改修をすることによって新たにつけようとする予算計上なのかどうなのか。それとも、老朽管のところにあったけれども、老朽管の場所が変わって、今の消火栓じゃいかんので、新たに場所を変えて設置しようとするかが、私は場所分かりませんし、単純に疑問に思いましたのでお聞きをしたいのと、ここに、下の括弧書きに書いてますように、「消火栓の設置費用は国庫補助対象外であるため、単独経費」ということは、あくまでも当初予算でしっかりと計上しとけば補助対象であったけれども、急に、今言ったように、やったので、国庫の補助はもらえんけん単独という読み方なのか、ちょっとそこら辺が私自身分かりませんので、再度答弁を求めたいと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 今回やろうとする消火栓の位置なんですけど、これは既設管がありまして、その管はちょっと、今回の仁井田の簡易水道の計画の中ではちょっと増径をしなければいけませんので、旧の管と並行して、新しく耐震管で増径したところの管を布設します。消火栓の位置は、ほとんど旧の管と同じ位置につける予定でございます。位置は変わらず、ただ、管が増径したところへつけますので、新たに、新しい新設したところへつけなければいけないということになりますので、消火栓の位置はほとんど変わらずということになります。

言えば、町道の中に旧の管が通ってまして、この管は給水が増えますので、増径しなければいけないということになりますので、旧の管のほとんど同じ位置に並行して、横に新しい消火栓をつけるということになります。

（3番田邊哲夫君「今まではなかったということですね」と呼ぶ）

いや、ありました。

それと、消火栓が国庫補助になるかということですけど、これは国庫補助になりません。

というのは、先ほど言いましたように、根拠法が消防法になりますので、言えば総務省からついてます繰出基準になりますので、この分については繰出基準内ということになりますので、いわば、水道料金で賄う以外のものの金額ということになります。ということで、一般会計からの繰り入れをなさйтеということになってますので、補助対象にも起債対象にもなってないということです。

(3 番田邊哲夫君「はい、分かりました」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第 132 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 132 号平成 24 年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を採決します。

議案第 132 号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第 132 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第 21 産業建設常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題とします。

産業建設常任委員会の報告について、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） それでは、産業建設常任委員会で調査をしてきた調査結果を報告させていただきたいというふうに思います。

まず、この 1 年をかけて当委員会で集落営農の組織の方と定期的な意見交換をしながら、その集落営農の実態を知っていくと。そして、また、今後、大正・十和地域にその組織がどういう形の中で位置づくべきか、そういったことも考えながら、事業目的を持って調査

をさせていただきました。その結果を報告させていただきたいと思います。

審査結果の報告書となるわけですが、2回の意見交換会と、1回は現地の圃場の視察という形で、計3回の会合を持ってまいりましたので、その点についてをご報告いたします。

まず第1回目に、議題を「集落営農の成果と課題」ということについて取組をしました。これは平成24年5月21日であります。そして、本庁舎の3階の委員会室で意見交換という形になります。説明者としては農林水産課副課長植村有三、主査森田工、大正産業建設課長の下藤課長、それで十和の産業建設課長林久須男さんが参加いただきまして、協議に入りました。それから農協営農総合センターからは横山さんがおいでいただきました。

そして、5つの組織ということについて、組織の方々が、1、藤ノ川ファーマーズ、そして次に桧生原の営農組合、そして3番目が見付権七営農協議会、4番目が農事組合法人ビレッジ影野、5番目に床鍋の生産機械組合ということで、この5組織と意見交換をしてきました。

その内容については、ここにそれぞれ交換の意見、あるいは組織の方々の意見等々が出ておりますので、また資料配付の中で目を通していただきたいというふうに思います。

そして、ずっと進んで、第2回目でありますけれども、現地の視察ということで、日時が平成24年8月31日に行いました。上記の5つの組織の各地域、東又、桧生原、見付、影野、床鍋の5つの現地の調査をしたところであります。

それから、第3回目ですけれども、議題を「営農組織代表者との意見交換会」ということであります。日時としては24年11月15日に本庁舎3階で行いました。このときの課題としては、「集落営農の将来構想と課題について」と。そして2つ目が「中山間地域の実態と問題点について」。そして3番目に、「県・町その他団体への支援要望及びその要点」ということで、一応意見交換をしたところであります。それぞれの意見、そして要望等々が出ておりますので、また資料を見て目を通していただいたらというふうに思います。

以上をもちまして、委員会のまとめとして最後のページにまとめをしておりますので、このまとめを読み上げて報告をしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まとめ。

高知県の集落営農組織は170組織ある。四万十町には84組織があり、県下の半分近くが本町に存在する。四万十町の農業集落数は139であり、84の組織数は6割以上の

数値を示すなど、県からも今後の集落営農の取組について、四万十町が県下の道しるべであると高く評価をされている。

四万十町は平成12年から中山間直接支払制度を契機に集落営農を立ち上げ、機械の共同利用組織からスタートしてきた。

しかしながら、集落営農組織と協定組織は事業目的が異なり、協定組織の農地維持管理に対する交付金配分と、集落営農の営農計画を検討していく組織であることの整理がつかない状況がある。その要因としては、地域課題である高齢化、担い手不足、耕作放棄地拡大、農産物の価格低迷、さらには大正・十和地域など急峻な地形、小規模農地での事業計画の中で生じる中山間が抱える特有の課題があると判断するところである。今回意見を交わしてきた5組織の中でも法人化組織は1組織であり、多くは直接支払制度、あるいはJAの支援等を活用しながら、懸命な取組をされているのが現状である。

また、大正・十和地域での取組も、機械導入型の組織にとどまり、将来に課題が残る。したがって、本町としては、これらの山積する諸課題解消へ向け、関係機関との連携、研究を深め、営農支援センターの設立や、地域事情をしっかりと把握した指導、各地域でのリーダー育成等の早急な対応策が求められるということでまとめをしております。

以上、報告を終わるわけですがけれども、また後に執行部に対して要望書の計画をしておりますのでよろしくお願いしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第22 発委第14号集落営農の拡充を図るための要望書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） それでは、集落営農の拡充を図るための要望書ということで提出を計画させていただきます。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、産業常任委員会委員長堀本伸一であります。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。

それでは、この件については読み上げてみたいと思います。

集落営農の拡充を図るための要望書。

現在、四万十町の集落営農組織の数は84組織が育成されている。農業集落139のうち72集落に集落営農組織が存在する。平成12年度より県から四万十町への支援補助金は、23年度までに事業費8億7,600万円。うち補助金4億3,300万円が導入されてきた。四万十町の集落営農への取組が大きく評価された証といえる。

しかしながら、組織の90%は機械の共同利用の組織であり、機械の更新期が来れば、その後どうなるのか課題が見える。また、窪川地域で代表的な5組織の経営状況を見ても、中山間直接支払制度等の支援を活用する中で、組織維持を懸命に取り組んでいる状況にある。さらに、大正・十和地域の山間地にある集落営農組織は特に高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害などの追い打ちを受け、農地保全、営農管理に対して極めて厳しい状況にある。したがって、これらの課題解消、支援体制について、四万十町としての役割を明確にし、これまでの取組をさらに強化し、国・県への要請及び独自の施策を強く要望することとあります。

記として、5つの課題を上げております。

1. 中山間直接支払制度の継続、法制化についての要望書提出。
2. 有害鳥獣被害対策についての支援事業の継続と拡充を図る要望。
3. 集落営農の推進方針の整備。
4. 大正・十和地域での営農支援センターの設立。
5. 各地域の実情を把握し、リーダー育成の取組。

最後、6番として、各組織等との連携による指導、助言、相談のできる窓口体制の充実ということとあります。

平成24年12月20日。

高知県高岡郡四万十町議会です。

この中で、国・県の要望ということで、今回1番、2番についてはそういった形で要望書の要請をするものでありまして、議会、常任委員会としても、議会側としてもこの取組には取組をしなければならないというふうに思っておりますが、今回については執行部への要望書ということで6点を上げさせていただいたところとあります。

以上、ご審議を賜り、ご決定をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第14号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第14号集落営農の拡充を図るための要望書を採決します。

発委第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第14号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第14号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第23 四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会の最終報告について、四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会から最終報告を行いたい旨の申し出がっております。

お諮りします。

四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会からの最終報告を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、四万十川の再生と保全に関

する調査特別委員会からの最終報告は、これを許可することに決定しました。

四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長橋本保君。

○四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長（橋本保君） それでは四万十川の再生と保全に関する調査報告をいたしたいと思いますが、調査経過については別紙のとおりになっております。詳しい、詳細な報告を別紙のとおり行ってますので、ご参照をしていただきたいというふうに思います。

それでは四万十川の再生と保全に関する調査報告をいたします。

平成24年12月20日。

四万十川の再生と保全に関する調査特別委員会。

本委員会に付託された調査事項を下記のとおり調査を行いましたので、その結果について報告をする。

調査は平成23年11月8日から平成24年11月6日まで、関係する市町や関係団体の調査を含め、13回の委員会を実施しております。

付託事項の調査結果であります。

まず1点目として、四万十川に負荷を与えている原因除去調査についてであります。

原因としては、山林の荒廃、あるいは生活排水、あるいは砂利の減少、あるいは基盤整備の影響、農業用水、あるいは産業排水の流出、佐賀取水堰・津賀ダムの影響などが考えられます。

対策として、山林の荒廃対策としては、作業道の開設や間伐について国・県・町の補助事業を活用し、森林組合と連携しながら計画的かつ効率よく取り組むことが重要であるというふうに思います。

それから、基盤整備の影響・農業用水の流出については、流末処理として沈砂地の設置をすることが重要であるというふうに思います。

生活排水や産業排水については、EM菌やえひめAIの効用について詳細な調査を行うべきではないかというふうな意見があったところであります。

砂利の減少については、砂防ダムに堆積している砂利を下流に流出さすよう、ダムの切下げ等を県に申請をしていくことが重要であるというふうに思います。

2点目として、県への要望ということで調査をしたところですが、県には四万十川財団の充実、あるいは砂防ダムの切下げに対する考え方等について要望を行ってきたところで

四万十川財団については、今後合理化の方向で撤退する意向を持っているということでありました。一定の助成はしていくけれども、あくまでも流域で取り組んでほしいというふうな回答でありました。

砂防ダムの切下げについては、砂防ダムは堆積してからもその機能を果たしているので、下流への影響もあり、切下げや撤去等については難しいということでありましたが、スリット化などの要望は今あるというふうに報告があったところです。

四万十川流域市町との連携についてであります。四万十川の再生と保全に関する考え方について調査を行ってまいりました。いずれの市町も前向きな発言をいただきました。今後はぜひ連携をして、四万十川再生に取り組んでいきたいというふうな発言でありました。

四万十川財団については役割を含め見直すことで一致をしたが、運営等々については5市町の協議によることが望ましいのではないかという意見でありました。

また、議会の役割として、今後は連携をしながら混成の会等もぜひやるべきではないかというふうな意見提言もいただきました。ぜひ前向きに取り組んでいきたいということの確認をしたところです。

4番目として、四万十川流域全体の態勢づくりということで、漁業組合等々について調査を行いました。上流淡水漁業共同組合・東部漁業共同組合と、四万十川再生に対する考え方について意見交換を行ってきたところです。

その見解として、四万十川のやせている状況は組合として一定認識をしているということとであります。川を利用する度合いや生活状況が一変したことが、川離れに拍車をかけているのではないかと考えるというふうな意見もありました。組合としても、稚アユの放流やサクラの植樹なども積極的に取り組んでいるので、行政も管理についてはぜひともに取り組むべきであるというふうなご意見もいただきました。

それから、これからは垣根を越えて核になるものをつくり、データ収集などを行うことも重要であるというふうなことであります。

それから砂利の減少については組合として憂うところであり、砂防ダムに堆積している砂利を下流に流すことが最も重要であると。切下げ等についても県等に申請をしていくべきであるというふうな意見をいただきました。

以上、当委員会に付託された調査結果は、最後の清流として四万十川を取り戻し、後世に残していく取組をしなければならないという声が大でありました。

四万十川は昭和５８年に「最後の清流」として冠をつけた瞬間から、再生への警鐘が鳴らされていたのではないかと。それを検証していく時間は行政や関係機関にも十分あったはずであるが、有効な取組がされないまま今日に至ったことはまことに残念である。

今回の調査で特に感じたことは、もう我々に残された時間がないということである。明日と言わず今日から再生への道筋をつける責務が私たちにはあります。執行部としてもこのことを強く認識していただき、今後の行政運営に広く反映されるよう要望し、調査報告といたします。

なお、後刻に要望提出の予定であります。

以上であります。

○議長（宮地章一君） これで四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長の最終報告を終わります。

これより四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで四万十川の再生と保全に関する調査特別委員長の最終報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第２４ 発議第４号四万十川の再生と保全に関する要望書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

橋本保君。

○９番（橋本保君） 四万十川の再生と保全に関する要望書であります。

発議第４号。

平成２４年１２月２０日。

四万十町議会議長宮地章一様。提出者、四万十町議会議員橋本保。以下、賛成者。槇野章、山岡義正、林健三、堀本伸一、津野吉得、森健吉、岩井優之介であります。

四万十川の再生と保全に関する要望書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出をいた

します。

四万十川の再生と保全に関する要望書。

「よみがえれ四万十」のシンポジウムが平成12年3月12日、沖縄大学の宇井先生・筑紫哲也さん・俳優の近藤正臣さんを迎えて開催されたことがある。

その対談の中で、四万十川の印象について宇井先生は「最後の清流は看板倒れ」、筑紫さんは「経歴詐称」、近藤さんは「昔ミス日本だった山本富士子さんを今見るようなもの」と酷評されたことがあります。

過日、県と四万十市に「四万十川の再生と保全」について調査を行ってきたところですが、当時はいずれも四万十川対策室を設置し、観光を四万十川流域の一大産業として位置付けておりました。力を入れていきたいと言っていた時期であります。しかし、時代の趨勢とともに規模の縮小を余儀なくされ、今では四万十川対策室はいずれもなくなっていると聞いております。あれだけ「最後の清流」として警鐘を鳴らし、流域の産業と位置付けながら、県や関係市町村がなぜ継続した取組ができなかったか、非常に残念な思いであります。

四万十川は「最後の清流」という冠をいただいている。この冠は全国津々浦々まで認知され、人々の郷愁を誘っている。今こそ四万十川流域の住民が立ち上がり、全国へ発信するとともに、再生への道筋をつけることが重要である。そして、子や孫に永遠の財産として引き継いでいかなければならない責務が私たちにはある。よって、「四万十川の再生と保全」について、下記のように提案し、行政運営に広く反映されるよう強く要望するものであります。

1つ、四万十川対策室の設置。

2つ目として、近隣市町と連携態勢の確立。

3つ目として、流域住民連絡会議の設立。

4つ目として、四万十川財団再編への取組。

5つ目として、将来構想として、四万十川研究所の設立。

平成24年12月20日。

高知県高岡郡四万十町議会。

以上であります。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発議第４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第４号四万十川の再生と保全に関する要望書を採決します。

発議第４号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発議第４号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後２時２２分 休憩

午後２時４０分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第２５ 陳情第２４－２７号町道認定陳情書、日程第２６ 陳情第２４－２８号町道終点位置変更の陳情書、日程第２７ 陳情第２４－３１号四万十町金上野の生活道を町道へ認定を求める陳情書、日程第２８ 陳情第２４－３４号町道認定陳情書、日程第２９ 陳情第２４－３５号狩猟税の減免に代わる補助金に関する陳情、日

程第30 陳情第24－36号脱原発、自然エネルギー導入を求める陳情書、日程第31  
陳情第24－37号町道昭和町～榊山線、道路拡幅及び歩道整備の要望、以上、陳情7  
議案を一括議題とします。

この陳情議案につきましては所管の産業建設常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） それでは本議会に付託された陳情を審査した結果を、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をさせていただきます。

四万十町議会議長宮地章一様。産業建設常任委員会委員長堀本伸一。

受理番号、陳情第24－27号。付託年月日、平成24年12月12日。以下、同日であります、この陳情につきましては。

件名、町道認定陳情書。

審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。全員一致であります。

続きまして、陳情第24－28号。

件名、町道終点位置変更の陳情書。

審査の結果は採択すべきものと決定をいたしております。全員一致であります。

陳情第24－31号。

件名、四万十町金上野の生活道を町道へ認定を求める陳情書。

審査の結果は不採択すべきものと決定をしております。全員一致であります。

続きまして、陳情第24－34号。

件名、町道認定陳情書。

採択すべきものと審査の結果しております。全員一致であります。

陳情第24－35号。

件名は、狩猟税の減免に代わる補助金に関する陳情。

審査の結果は採択すべきものと決定をいたしております。全員一致であります。

続きまして、陳情第24－36号。

件名、脱原発、自然エネルギー導入を求める陳情書。

審査の結果は採択すべきものと決定をいたしております。全員一致です。

陳情第24－37号。

件名、町道昭和町～榊山線道路拡幅及び歩道整備の要望。

審査の結果は不採択としております。全員一致であります。

続きまして、審査の経過報告書を裏面に記載をしております。

経過。

12月12日に当委員会に付託された陳情8件について、今回は13日に現地調査等を行い、14日の2日にわたって、次のとおり精査をして結果を出しました。

陳情第24-27号であります。

審査内容につきましては、現地で地元代表1人の説明を受けております。

審査内容は、主に陳情の内容は町道の認定であり、その基準を十分満たしておりましたので、全会一致で採択をいたしたところです。

陳情24-28号につきましては、地元代表3人の説明を受けました。

審査内容としましては、農道を地元の住人も負担金を出して舗装され、整備を行っております。今回はその町道の終点位置の変更及び認定であることを踏まえ審査をし、採択といたしました。

この中で委員の意見として、地元負担を講じ舗装整備をされた。小型車は日常生活でも通行ができる状況になっております。また、地震や台風時に県道が通行不可の場合に、迂回路としても重要な路線となりますので、今回町道に認定をして、あとの維持管理については町がやるべきではないかという意見であります。

陳情第24-31号です。

現地で2人の説明を受けております。

内容としましては、陳情内容が現地の状況に当てはまるのか、非常に矛盾点が多く感じられる現場の状況でありましたので慎重に精査・審査をした結果、不採択としたところがあります。全員一致であります。

委員の意見として、これまでに町道に認定されているものと思っていた場所を、説明を受けて見る限り、非常に納得がいかない現地の状況にあるということです。それから、当然として一軒家対策での対応しか考えられないのではないかという意見が出されております。3点目に、要望の構想は分かるが、現地の状況を見る限り、認定は無理であるというような意見が出ております。行政の建設課長のほうからは、この区分については、以前、区分を町道に認定をされたときの地番で判断をし、水路道等を町道になっていると勘違いをしている可能性があるのではないかと。今後、地元はその内容説明をしていきたいとい

うことであります。

陳情第24-34号。

現地で地元代表1人の説明を受けております。

審査内容としては、非常に混在する住家の生活道であること、そして、また緊急車両の通行が可能かなどを主に審査をした結果、町道の認定基準を十分満たしておるということで採択をいたしました。全員一致であります。

陳情第24-35号。

これにつきましては、説明を町の熊谷農林水産課長、それから有害対策担当の職員の説明を受けたところであります。

審査内容につきましては、陳情の内容を精査をして、全員一致で採択したということになっております。

その中で委員の意見として、現在、農林業にこうむる被害は本町の抱える重要な課題である。猟友会、駆除隊の功績はその中でも大であり、何か支援すべきであるという内容です。そして、2点目として、猟友会も高齢化現象で苦悩の話を聞く。後継者育成の一環としても何らかの支援は必要であるといったような意見が交わされております。結果は採択としたところであります。全員一致であります。

続きまして、陳情24-36号。

審査内容としては、前回の陳情書の内容を変更したものであるということであり、特に問題がないということとを判断し、今回採択ということにしました。全員一致であります。

陳情第24-37号。

現地で地元代表1人の説明を受けてあります。

審査内容としては、道路拡幅工事が可能かどうか、現地の状況を見て十分に審査をした結果、不採択という結果になりました。全員一致であります。

委員の意見としては、拡幅工事は住家や周辺の構造物の状況などを見ても、非常に困難を期すのではないかと。方線を始め、ほかの方法はないのかという意見が出されておりました。また、当面大型車両の通行規制、あるいは児童・生徒の通学ゾーンの線引き等を取り入れることで安全の確保を図るべきではないかという内容の意見であります。3点目として、この路線は通行車両が非常に多い。そのことは十分理解をするわけですが、特に町に対して道路改良の要請が後を絶たないような状況の今日から判断すれば、急を要する採択

基準にはならないのではないかという意見も出られております。

そして建設課長のほうから1つの意見として、通行車両の緩和を図る上で対案があるという状況があります。そのことを地元代表者に説明をしていきたいという状況であります。

以上であります。ご審議を賜り、ご決定をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これより産業建設常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） すいません。陳情24－37号についてちょっとお伺いします。

委員長の報告の中で、建設課長から対案があるという内容の報告がございましたが、その対案というのはどういうようなことでしょうか。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） お答えします。

そういった状況の中で、それは大型車両等も非常に日常の中で多いと、通行が。だから、その通行車両の軽減をするということですね、方線的にもう少し短距離でいい路線ができりゃせんかなということでもあります。そのことについては、改善センターのバスの車庫があるわけですが、そこのバスの車庫を移動して、それを真っすぐそこへつけてくるならば、急ぎの車両はそこへ流れるということで、もう少し軽減が図れるのではないかなと。今、要望の内容に対しては、それで果たしていく役割を持つのではないかなといったような説明がありました。

以上です。

○議長（宮地章一君） 緒方正綱君。

○8番（緒方正綱君） 車の通行規制と、そういうことではある程度理解はできます。

ただ、通学路、子ども、児童の安全性という面から見て、全面的な改良といいますか、じゃなくて、部分的にやればできるところもあるんじゃないかと私もちょっと見てきましたが。例えばちょっとした張り出しの歩道的なもんを少し設けるとかいうところで、部分的な緩和というのも多分できたんじゃないかと私は思いましたが、そこら辺の意見は出ませんでしたでしょうか。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） そういった意見も委員会の中では交わされた内容

があります。ですから、陳情の結果としては、不採択という今回結果になっておりますけれども、状況に合わせて、できる範囲のことは知恵を出しながら、あるいはまた地権者の了解を得ながら改良したらということは、意見としてはふいておるわけです。取扱いとして不採択という結果になっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 先ほど24－37ですか、趣旨採択が適当じゃないかと自分は思っておりましたけど、それについての意見はなかったでしょうか。

○議長（宮地章一君） 産業建設常任委員長堀本伸一君。

○産業建設常任委員長（堀本伸一君） 趣旨採択でという意見も常任委員会の中で出たというふうな記憶を持って、確か、定かでないけれども、私もそういったようなことも考えた1つであったかなというふうに思います。

町が今対案として持っておる状況を地元の方に説明をしていく中で、またそういった状況のことも、今言われたような、緒方議員の質問内容などができれば、そういった努力はしていってほしいなということを踏まえて、趣旨の採択ということではなくして、陳情は改良、拡幅工事ということですので、陳状の内容を加味すると不採択という結果にさせていただきますところでは。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第24－27号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第24－27号町道認定陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第24－27号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２７号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２４－２８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－２８号町道終点位置変更の陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－２８号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－２８号は委員長報告のとおり採択することに決定しました

これより陳情第２４－３１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－３１号四万十町金上野の生活道を町道へ認定を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情については委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第２４－３１号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。したがって、陳情第２４－３１号は不採択することに決定しました。

これより陳情第２４－３４号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－３４号町道認定陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－３４号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－３４号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２４－３５号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－３５号狩猟税の減免に代わる補助金に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－３５号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－３５号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第２４－３６号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第２４－３６号脱原発、自然エネルギー導入を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第２４－３６号を委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、陳情第２４－３６号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

これより陳情第24-37号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第24-37号町道昭和町～榊山線、道路拡幅及び歩道整備の要望を採決します。

お諮りします。

この陳情について委員長報告は不採択です。

原案について採決します。

陳情第24-37号を原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立少数です。賛成者、田邊哲夫君、岩井優之介君、緒方正綱君。したがって、陳情第24-37号は不採択することに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第32 発委第15号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書、日程第33 発委第16号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書、以上、発委2議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長田邊哲夫君。

○教育民生常任委員長（田邊哲夫君） それでは教育民生常任委員会6名を代表して、私のほうから意見書の提出を求める発委を行います。

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書。

今述べました議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により提出するものでございます。お手元に意見書の案を配らせてもらっています。

一昨日、これに基づく意見書を求める陳情書を全員一致で採択をしていただきました。それに基づいて、今回意見書を提出する予定ですが、内容的には一昨日の陳情内容と同じです。2つの項目を読み上げます。

1つは、地域住民が安心・安全の医療・介護を受けられるために、厚労省は5局長通知

に基づき、看護師など夜勤交代制労働者の健康を守り、労働環境を改善すること。

2 番目、医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものでございます。

提出先は、来週あたり政権が代わる予定ですが、現時点では民主党の政権ですので、野田総理以下、厚生労働大臣、財務大臣、文科大臣、総務大臣宛てとなっています。

もう一つの意見書案ですが、発委第 16 号です。

これも教育民生常任委員会 6 名を代表して、私のほうから提案をいたします。

介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書です。

今述べた議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出するものでございます。

この意見書も一昨日、皆さん方の、全員一致で採択をいただきました陳情書に基づいて意見書を提出するものでございますが、要点はこれも 2 点ございまして、介護職員処遇改善加算が今継続をされてますけれども、2015 年 3 月 31 日の間と規定されておりますので、今後、なお介護職員処遇改善加算を続けてほしいという内容です。

もう一点は、一昨日も言いましたけれども、介護職員処遇改善加算の対象職員を介護職員以外の職種にも拡大をしてほしいという意見書の内容です。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものでございます。

提出先は、内閣総理大臣野田総理を始め、厚生労働大臣、財務大臣、文科大臣、総務大臣。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第 15 号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第15号安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書を採決します。

発委第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第15号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第15号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

これより発委第16号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第16号介護職員処遇改善加算の継続、拡充を求める意見書を採決します。

発委第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第16号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第16号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長

に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３４ 発委第１７号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則について、日程第３５ 発委第１８号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第３６ 発委第１９号四万十町議会議員報酬等の特例に関する条例の制定について、以上、発委３議案を一括議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは、議会運営委員会からの発委でございますので、私のほうから説明させていただきます。

発委第１７号。

平成２４年１２月２０日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会議会運営委員長山岡義正でございます。

四万十町議会会議規則の一部を改正する規則でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条の２第５項及び会議規則第１４条の３項の規定により提出をいたします。

この提出の理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律（平成２４年法律第７２号）により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることとなったため、標準会議規則の改正を行うこととしたものでございます。

内容につきましては、お手元に配付をしておりますとおり、第１４章公聴会と第１５章参考人の章を入れらせていただきまして、条項の変更は多少ございますが、お手元に配付のとおりでございます。

発委第１８号についてご説明いたします。

発委第１８号。

平成２４年１２月２０日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会議会運営委員長山岡義正。

四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１０９条の２第５項及び会議規則第１４条第３項の規定により提出をいたします。

提出理由でございます。

これまで委員会に関しては、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が条立てされていたが、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）により、1つの条文に統合され、委員の選任等に関する事項が条例にされたことに伴い、委員会条例の改正を行うこととしたものでございます。

この内容につきましてはお手元に配付をしておりますが、第8条中第4項を第7項として、第1項から第3項までを3項ずつ繰下げ、同条に第1項から第3項までとして、次の3項ということで、3つの項を挿入しております。

発委第19号の説明を申し上げます。

発委第19号。

平成24年12月20日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会議会運営委員長山岡義正君でございます。

四万十町議会議員報酬等の特例に関する条例の制定についてでございます。

この件につきましてはパブリックコメント等の手続も終わりましたので、ご提案申し上げます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条の2第5項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたしております。

提出理由でございますが、議会議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、町議会の会議等を長期欠席した場合、議員報酬及び期末手当の支給について、そのあり方を明確にすることが必要であることから、四万十町議会議員報酬及び議員の費用弁償等に関する条例の特例を定めるものでございます。

この条例は、第1条から第15条により成り立っております。お手元に配付しておっておりでございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第17号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第１７号四万十町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

発委第１７号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第１７号は原案のとおり可決されました。

これより発委第１８号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第１８号四万十町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

発委第１８号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第１８号は原案のとおり可決されました。

これより発委第１９号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第１９号四万十町議会議員報酬等の特例に関する条例の制定についてを採決します。

発委第１９号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第１９号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３７ 発委第２０号議員派遣の件についてを議題とします。

議会運営委員長山岡義正君から、地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２２条並びに会議規則第１４条第３項の規定により提出されております。

提出者の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） それでは発委第２０号についてご説明申し上げます。

発委第２０号。

平成２４年１２月２０日。

四万十町議会議長宮地章一様。四万十町議会議会運営委員長山岡義正でございます。

議員派遣の件について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第１０９条の２第５項及び会議規則第１４条第３項の規定により提出をいたします。

裏面に書いておりますが、議員派遣の件でございます。

地方自治法第１００条第１３項及び会議規則第１２２条の規定により、次のとおり議員を派遣いたします。

高知県町村議会議長会第６４回定期総会でございます。

高知県町村長・町村議会議長大会並びに意見交換会となっております。

目的、期日、場所についてはお手元を書いておるとおりでございますが、派遣議員は議長でございます。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 議会運営委員長山岡義正君。

○議会運営委員長（山岡義正君） すみません。町長のほうからご指摘いただきました。

期日でございますが、「平成２４年２月２５日」になっておりますが、平成２５年ござ

います。申し訳ございません。期日は平成２５年２月２５日でございます。

○議長（宮地章一君） これで質疑を終わります。

これより発委第２０号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第２０号議員派遣の件についてを採決します。

発委第２０号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、発委第２０号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第３８ 閉会中の継続審査・調査申し出についてを議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長と議会運営委員長から各常任委員会と議会運営委員会において審査・調査中の事件並びに所管事務の調査事項について、会議規則第７５条の規定によりお手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があっております。

お諮りします。

産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長及び各常任委員長と議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後３時２２分 休憩

午後３時３４分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第4回四万十町議会定例会を閉会します。

午後3時34分 閉会

地方自治法第123条第2項の規程によりここに署名する。

平成 年 月 日

四万十町議会議長

平成 年 月 日

四万十町議会議員

平成 年 月 日

四万十町議会議員